

平成28年度 内閣官房委託調査

尖閣諸島に関する資料調査 報告書



平成28年度 内閣官房委託調査
尖閣諸島に関する資料調査報告書

平成29年3月 株式会社ストリームグラフ

平成29年3月 株式会社ストリームグラフ

目次

はじめに	02
事業のあらまし	03
1 調査の目的・概要	03
2 調査の年代区分	04
3 調査実施体制・スケジュール	05
4 調査対象機関・確認資料	07
5 調査成果	08
6 資料例 1 (編入以前)	09
資料例 2 (編入～終戦)	11
資料例 3 (戦後～沖縄返還)	16
資料例 4 (戦後の米国政府関係文書)	32
資料例 5 (諸外国の認識)	35
まとめ (研究チーム)	39

表紙写真: 宮崎卓己氏 撮影
鹿児島大学水産学部佐々木貴文研究室提供

はじめに

尖閣諸島に関する多様な資料を調査・収集し、それを整理して目録や画像データを作成する目的でこのプロジェクトは進められている。事実に基づくとともに、論理的な態度で尖閣諸島をめぐる歴史を認識し、論議することが重要だと考えるからである。

今年度は、沖縄県を始め九州各県や東京都の資料所蔵先を丹念に調査し、必要資料を収集することができた。とりわけ、那覇市歴史博物館が所蔵する横内家文書には貴重な資料が数多く含まれており、同館の配慮によりその利用が可能となった。この場を借りて、改めて感謝申し上げたい。

また、尖閣諸島の領土編入以前の前近代の状況を理解するために、『大明一統志』や『大清一統志』などの中国側資料の検討も行った。さらに、琉球王国時代に数多く編集された膨大な系図・家譜資料の中から、尖閣諸島に関する貴重な記述も例示した。

例えば、1819年、琉球の官人、今帰仁朝英(中国名: 向鴻基)が用務で鹿児島に出張する際に乗船した船(薩摩船)が、尖閣諸島に漂流したことを記す資料をとりあげた。同資料

では、漂着した島(尖閣諸島の一島)のことを「俗に魚根久場島と呼ぶなり」と書いてある。

このような作業を積み重ねることによって、前近代の状況や領土編入前後の状況、そして、それ以後の沖縄県の県域の状況、戦後のアメリカ統治時代の状況、日本復帰後の状況へと続く、その一連の歴史過程における尖閣諸島をめぐる実態がしだいに明らかとなった。

この認識を更に深化させるために、引き続き諸資料の調査・収集を行い、そこから得られる情報の整序を図ることが求められている。

私たちが取り組んできた作業によって、膨大な資料がすでに蓄積されている。この報告書では、その中から、本年度において達成した成果の代表的なものを提示している。私たちの作業の意義を多くの方々に理解していただくためであり、同時にまた、事実や論理に基づく歴史認識の重要性を多くの方々と共有したいがためである。

平成29年(2017年)3月
尖閣諸島関係資料調査研究委員会
座長 高良倉吉

事業のあらまし

1 調査の目的・概要

株式会社ストリームグラフは、特定非営利活動法人沖縄平和協力センター（以下、OPAC）の指導・協力のもと、平成28年度、内閣官房領土・主権対策企画調整室の委託に基づき、「尖閣諸島に関する資料の調査事業」を実施した。

本事業は、尖閣諸島の研究等に資する目的で、尖閣諸島の領土編入を行う前の1885年から1972年（沖縄返還）の時期を中心に、日本国内に存在する主な尖閣諸島関連資料を調査・整理し、資料の目録及び画像データを作成するものである。

本事業では、資料の調査・収集にあたり、地元の専門家を中心とした研究チームを組織し、資料の確認、画像データ化を行った。また、本事業の下で研究チームが行う調査について助言を受けるため、有識者による研究委員会を設置した。

なお、本調査は1年間という時間的制約の下で行われたため、必ずしも包括的なものではない。また、本報告書に記載する内容及び本事業における資料の収集及び選定は、研究委員会の助言を踏まえて研究チームが実施したものであって、政府の見解を表すものではない。

2 調査の年代区分

尖閣諸島関連資料の閲覧・調査にあたっては、時代的な性質を考慮しつつ、限られた事業実施期間において効率的に作業を進めるため、下表に示す年代区分に沿って時系列を整理した。

その上で、尖閣諸島をめぐる顕著な事象があった時期について集中的に調査を行い、その結果を踏まえて対象範囲を広げ、確認した資料を分類した。

時系列上の尖閣諸島をめぐる動きと資料区分

1879年	沖縄県の設置(1879/3/27)	資料区分1 領土編入以前の日本と尖閣諸島との継続的な関わりを示す資料。領土編入以前から、尖閣諸島において日本人による経済活動(漁業等)が行われていたことを示すものや、編入以前の日本人の尖閣諸島に対する認識や知識を示す資料。領土編入に至る過程で、尖閣諸島の現地調査等を行っていたことを示す資料。
1879年 ~1895年	沖縄県による尖閣諸島実地調査及び所轄編入上申(1885) 沖縄県による同諸島所轄編入伺(1890) 沖縄県による同諸島所轄編入上申(1893)	
1895年 ~1945年	日本政府による尖閣諸島領土編入閣議決定(1895/1/14) 古賀辰四郎による同諸島開拓願(1895) 沖縄県による同諸島開拓許可(1896) 同諸島における中華民国漂流船の救護と感謝状の送付(1919, 1920) 農林省による同諸島払下げ(1932)	資料区分2 領土編入から終戦までの間の日本が尖閣諸島に行政権を行使していたことを示す資料。その間の尖閣諸島の開拓や利用に関する資料。(人々の営みや認識)
1945年 ~1972年	米軍政府による沖縄統治開始(1945) 講和条約発効後の沖縄統治(1952) 国連による尖閣諸島周辺海域油田埋蔵可能性の発表(1969)	資料区分3 沖縄返還までの間の琉球政府と尖閣諸島との関わりを示す資料。その間の尖閣諸島の調査や利用に関する資料。(人々の営みや認識)
1972年	沖縄返還(1972/5/15)	
年代共通		資料区分4 終戦から沖縄返還までの米国政府関係文書。
		資料区分5 諸外国の尖閣諸島についての認識を示す資料。

3 実施体制・調査スケジュール

本事業では、国際法、国際政治、地域郷土史といった多岐にわたる分野の国内専門家で構成される研究委員会を発足。尖閣諸島に関する資料調査チームを組織し、研究委員会の諮詢の下、資料の調査・整理にあたった。

研究委員会 (五十音順)

委員	上杉 勇司	早稲田大学国際学術院教授 (平和構築・紛争解決)
	上田 不二夫	沖縄大学名誉教授 (水産経済学、沖縄漁業史)
	高良 倉吉	琉球大学名誉教授 ※座長 (琉球史)
	鶴田 順	政策研究大学院大学連携准教授 (国際法)
	平野 聡	東京大学法学部教授 (アジア政治外交史)
	真栄平 房昭	琉球大学教育学部教授 (近世東アジア交通・交易史)
	益尾 知佐子	九州大学大学院比較社会文化研究院准教授 (東アジア国際関係、中国政治)
	松田 康博	東京大学東洋文化研究所教授 (国際政治、日中・日台関係)
事務局	特定非営利活動法人沖縄平和協力センター(OPAC:府本禮司)	

研究チーム (五十音順)

特別研究員	石井 望	長崎純心大学准教授
事業統括	大崎博之	株式会社ストリームグラフ ※事務局
研究員	川島 淳	法政大学沖縄文化研究所国内研究員
主任研究員	國吉 まこも	尖閣諸島文献資料編纂会
研究員	本村 育恵	法政大学沖縄文化研究所国内研究員

調査スケジュール

平成28年 7月～9月	<ul style="list-style-type: none"> 予備調査の実施ならびに調査計画策定。 第1回研究委員会(7月8日)を開催し、調査計画案を確認。 以降、沖縄県公文書館を中心に、沖縄県立図書館、沖縄県議会図書室等、沖縄県内の資料所蔵機関を中心に調査。 諸外国の認識を示す資料(資料区分5)を対象に、全国各地で調査実施。
10月～11月	<ul style="list-style-type: none"> 各機関・個人を対象とした資料調査を継続するとともに、確認した資料を整理。 国立国会図書館(憲政資料室)予備調査。 調査の結果を踏まえ、第2回研究委員会(11月22日)を開催。調査経過の確認や課題の整理を行い、重点的に調査を行う対象について議論。 沖縄県公文書館・沖縄県議会図書室所蔵資料のデジタル画像作成。
12月	<ul style="list-style-type: none"> 追加的調査を継続。 沖縄県立図書館所蔵資料のデジタル画像作成。 那覇市歴史博物館所蔵資料に関する訪問確認。 確認資料の目録情報作成を進行。
平成29年 1月～2月	<ul style="list-style-type: none"> 横内家文書(那覇市歴史博物館所蔵)、家譜資料(沖縄県立図書館所蔵)の調査ならびに一部のデジタル画像作成。 九州地域各機関、国立国会図書館(憲政資料室等)調査実施。 目録情報作成ならびに本報告書素案作成。 第3回研究委員会(1月22日)を開催し、追加調査結果の確認を行うとともに、本報告書案について意見交換を行い、調査成果の総括を行った。



3月	<ul style="list-style-type: none"> 目録情報ならびに尖閣諸島関係資料集(案)の作成。 本報告書を完成し、事業を終了した。
----	---

4 調査対象機関・確認資料

本事業の実施にあたっては、主に下表に示す機関・個人所蔵の資料について調査を行った。確認した主な資料を示す。※順不同

資料収集先	主な収集資料	資料収集先	主な収集資料
沖縄県公文書館	第三清徳丸襲撃事件関連資料 (琉球政府立法院会議録) (捜査経過書類・陳情書類等) 高岡大輔氏訪沖関連資料 学術調査計画資料 石油資源開発関連資料 漁場調査計画・報告資料 爆撃演習地指定関連資料 (米国民政府公文書) 地図類(沖縄県総図等) 領土防衛決議関連資料 等	沖縄県議会図書室	第三清徳丸襲撃事件関連資料 (琉球政府立法院会議録) 気象台等施設関連資料 (琉球政府立法院委員会議録) 水産試験関連資料 (沖縄県議会議事録) 沖縄生物学会通信 等
沖縄県立図書館	魚釣島等の所属を定めた県令を収録した例規集(沖縄県令達類纂) 琉球政府刊行物(情報第25号) 琉球大学学術調査報告 戦後の調査・統計資料(琉球要覧) 沖縄生物学会誌 沖縄生物学会通信 自衛隊作成資料 (沖縄ハンドブック) 米軍作成地図類 (米国議会図書館所蔵資料写し) 新聞連載取材メモ・書簡 向姓具志川家家譜 等	那覇市歴史博物館	魚釣島等の所属を定めた県令を収録した例規集 (沖縄県令達類纂:横内家文書) 魚釣島・久場島の利用・開拓等に関する資料 (古賀辰四郎請願:横内家文書) 地図類(横内家文書)
		国立公文書館	大清一統志等 (諸外国の認識を示す資料)
		東京大学 東洋文化研究所	大明一統志等 (諸外国の認識を示す資料)
		個人	古賀善次を写したアルバム

5 調査成果

沖縄県・九州各県・東京都にある約330点の尖閣諸島に関連する資料の所在を確認し、目録及び画像データを作成

公文書約200点、報道資料及びその他の資料約130点を確認し、目録及び画像データの作成を行った。主な資料の内容としては、以下が挙げられる。

(ア) 領土編入以前の日本と尖閣諸島の継続的な関わりを示す資料

琉球王国時代に有力な王族の一人であった向鴻基が海上で遭難した際に尖閣諸島に上陸したことを示す「向姓家譜 大宗 具志川家」。
(本報告書で紹介する資料例のうち、**1**が該当)

(イ) 領土編入から終戦までの間の日本が尖閣諸島に行政権を行使していたことを示す資料

1896年に沖縄県から尖閣諸島開拓の許可を受けた古賀辰四郎が、1897年に大阪商船株式会社に台湾—沖縄間航路で尖閣諸島への寄港を要望した文書。
現在も用いられている尖閣諸島の行政区画を決定した1902年12月3日付の「県令第49号」等。
(本報告書で紹介する資料例のうち、**2**が該当)

(ウ) 沖縄返還までの間の琉球政府と尖閣諸島との関わりを示す資料

1955年に尖閣諸島(魚釣島)領海内で発生した日本漁船第三清徳丸襲撃事件について琉球政府等が対応したことを示す資料。
古賀辰四郎の息子、善次に関する資料。
1968年に当時の沖縄問題等懇談会専門委員であった高岡大輔が実施した尖閣諸島調査、及び、1971年に琉球大学が実施した尖閣諸島総合学術調査に関する資料。
(本報告書で紹介する資料例のうち、**3**が該当)

(エ) 終戦から沖縄返還までの米国政府関係文書

戦後まもなく尖閣諸島に設置された在沖縄米軍の射爆演習場に関して、地元住民の立入りを禁じた米軍政府の告知等。
(本報告書で紹介する資料例のうち、**4**が該当)

(オ) 諸外国の尖閣諸島についての認識を示す資料

明国・清国が自国の領域外として尖閣諸島を認識していたことを示す官製地誌。
(本報告書で紹介する資料例のうち、**5**が該当)

6 資料例1 (編入以前)

琉球の系図家譜

琉球王国の行政機関として1689年に系図座が設置され、系図の編集が本格的に始まった。系図を持つことを許された身分を「系持(けいもち)」(=士族)、持てない身分を「無系(むけい)」(=平民)といい、これは身分制度の基礎となった。各家から原稿が系図座に提出されると、担当役人が事実関係を厳しく審査した。審査に合格した原稿には国王の公印が押され、1部は系図座で、1部は各家で保存された。各家で世代交代が起こり、先代の記事を追加する原稿が提出された際にも、同様の手続きがとられた。このように、琉球の系図は私文書としてではなく、公文書として貴重に扱われた。王国時代、沖縄本島の首里・那覇などに約3000冊余が存在したと推定されている。

各系図の表紙には一族の姓、そして本家・分家の別が記される。本文は歴代の系統を記す系図の部分(世系図とも呼ばれる)と、歴代当主の家族とその者の履歴・職歴を記す部分(家譜と呼ばれる)に二大別される。そのために、「系図家譜」が往時の公式名称であった。「系図」または「家譜」というのは、その略称である。

系図家譜は、琉球・沖縄の歴史を研究するうえで、きわめて重要な資料と位置づけられており、この記録を活用して多くの研究論文が発表されている。(高良倉吉)

1 向姓具志川家家譜
十二世諱鴻基

資料概要

沖縄においては、尖閣諸島は古くから琉球—福州間航路上の標識島として利用されてきたが、当時の資料に尖閣諸島に関する記述のあるものは決して多くはない。尖閣諸島は、航海を無事に終えた場合は、あえて書き記されることのない洋上の無人島である。系図家譜の場合、尖閣諸島周辺海域での暴風雨等の悪天候による遭難、漂流等、不測の事態に巻き込まれた際に、詳細に記載される事がある。本資料も同様の性質の記録である。

内容見本

具志川家、十二世向鴻基。

「(略) (九月) 十七日、天氣方晴、看得高山、猶不知地名(後聞此山、俗呼「魚根久場島」也)。十八日、駛到該山下灣泊、欲汲用水、並無泉湧。一連三日、彼處候風。忽然暴風大作、所拋旋索、盡被海浪磨斷。船隻隨風漂蕩海洋、船上人數頻求神佑。幸至二十三日、又遠看高山、二十四日、漸近其山。只看山上有一個人(此人、八重山島奉公人安里仁屋也)、舉手招船。又有五六人、搖旗示港。即令船人高聲問其地名、答曰「與那國島」…(略)…」。

読み下し

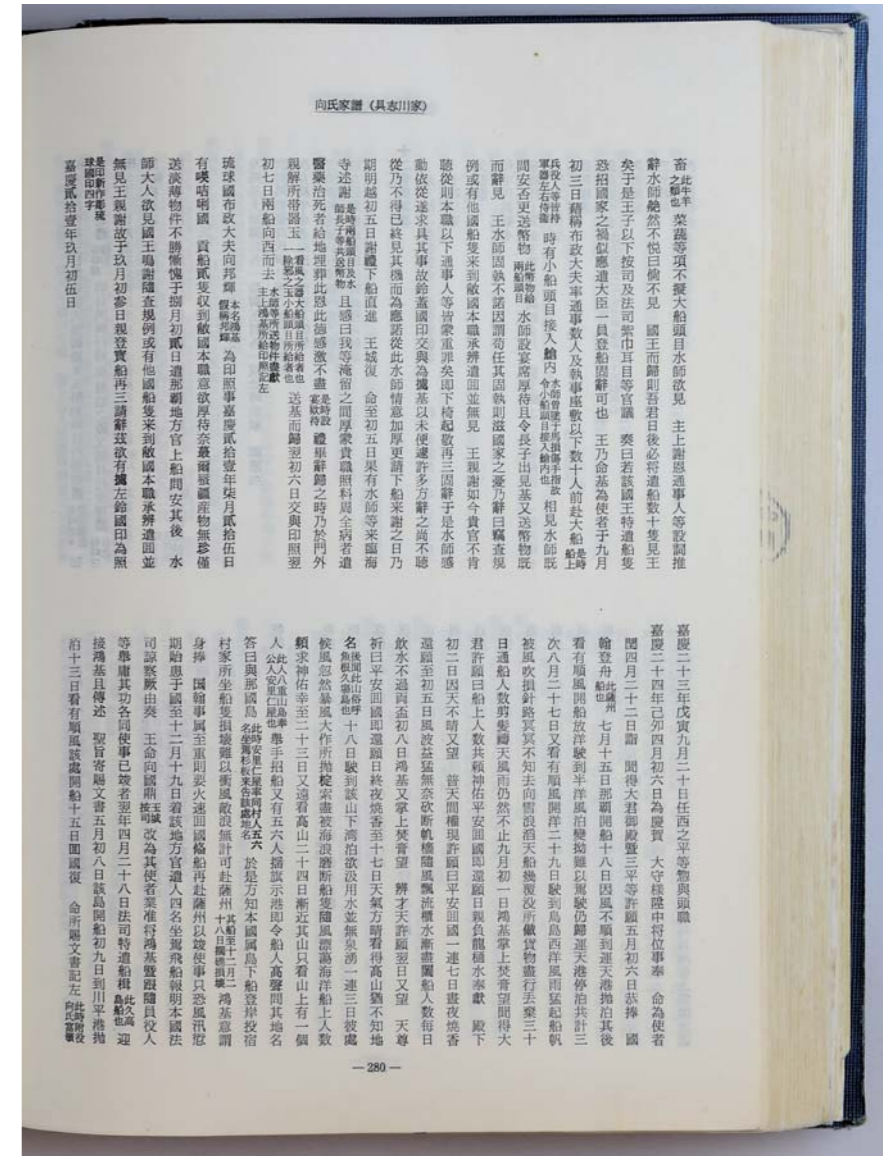
「(略) (九月) 十七日、天氣まさに晴れ、高山を看得たり、猶ほ地名を知らず(後に聞く、此の山、俗に「魚根久場島」と呼ぶなり)。十八日、駛せて該山の下に到り灣泊し、用水を汲まんと欲すれど、並びに泉の湧く無し。一連三日、彼の處に風を候す。忽然として暴風大いに作(お)こり、抛つ所の旋索、ことごとく海浪に磨斷せらる。船隻、風に隨ひて海洋を漂蕩し、船上の人数頻りに神佑を求む。幸ひに二十三日に至り、又た遠く高山を見る、二十四日、漸く其の山に近づく。只だ見る山上に一個の人有り(此の人、八重山島の奉公人、安里仁屋なり)、手を舉げて船を招く。又た五六人有り、旗を揺らし港を示す。即ち船人をして高聲に其の地名を問はしむるに、答へて曰く「與那國島」と…(略)…」

(翻刻・訳:石井望)

作成年月日	
編著者	
発行者	
収録誌	那覇市史資料篇第1巻7 (向姓家譜 大宗 諱韶威)
言語	漢文
媒体種別	紙
公開有無	有
所蔵機関	沖縄県立図書館
利用方法	沖縄県立図書館で閲覧を行う

現代語訳

(1819年陰暦9月)17日に天気がようやく晴れ、高い島が見えたが地名が分らなかった(後にこの島は地元で「魚根久場島」と呼ばれると聞いた)。18日、その島の下まで航行して入江に停泊し、用水を汲もうとしたが、湧き水は無かった。三日間連続でその個所で風を待った。突然暴風が激しく起こり、錨も綱も全て波浪によって絶たれた。船は風にまかせて漂流し、船上の人々は幾度も神助を求めた。幸いに23日にまた高い島が見えた。24日、次第にその島に近づいた。島の頂上に一人がいて(この人は石垣島役人の安里仁屋である。)、船に手を振った。また5、6人が旗を振って入江を示した。すぐに船員に大声で地名を問わせると、「与那国島」と答えた。



※補足・解説

本船は、1819年に薩摩藩主叙官を賀する公務で、琉球王族を乗せて那覇から薩摩に往く薩摩船であり、琉球最北端の硫黄島から暴風雨に流されて、魚根久場島に到達する(「ヨコンコバジマ」の島名の最古の記録。魚は古語「いを」の沖縄方言「よ」に相当する。根は「くに」の沖縄方言「くん」「こん」に相当する(宮良当壯説。))。近隣に助けを求められる島が無く、次に与那国島に流されたことから、魚根久場島が尖閣諸島中の一島であると考えられる。

いずれにしろ尖閣諸島で三日間淡水を探した以上、ほぼ間違いなく上陸しているといつてよい。1845年のイギリス人よりも26年早い最古の上陸記録としては疑義は無い。向鴻基(今帰仁朝英)は琉球王族であり、本調査は、王族による最古の公式上陸調査といえる。

与那国島で北からの漂着船を迎え入れるため、役人が手や旗を振った山は、地形的に祖納港の天蛇鼻と推定し得る。与那国にはオランダ船(西洋の船)を繋留する「オランダ石」が伝えられており、江戸時代の漂着記録も多く、漂流船を迎え入れることに慣れていて、魚根久場島の名を告げられる記述があるのも暴風雨などで航海中に漂流し、尖閣諸島を目にしてから与那国に漂着する船が少なからずあったものと推察される。

6 資料例2(編入～終戦)

横内家文書

那覇市歴史博物館所蔵「横内家資料」は、1993年(平成5年)に横内扶(よこうち・たすく)の遺族が那覇市歴史資料室(現、那覇市歴史博物館)に寄贈した資料群であり、文書資料約18,000点(以下、「横内家文書」という。)と美術工芸資料約3,000点で構成されている。「横内家文書」の概要は以下のとおりである。

横内家は、近世彦根藩士として井伊家に仕えた家柄であったが、第九代当主横内扶は明治期に沖縄県官吏となった。横内扶の娘夏子は、宮古島の人頭税廃止運動にかかわった起業家中村十作と結婚した。横内扶は1913年(大正2年)に沖縄県庁を退職して彦根に戻り、晩年は娘婿中村十作と夏子の住む京都で過ごしたことから、「横内家文書」には、近世彦根藩横内家文書と、明治期沖縄県官吏であった横内扶や、中村十作の私文書・個人文書などが収録されている。沖縄に関する文書との関連で言えば、横内扶が作成・收受した「沖縄県政関係文書」や中村十作の「企業関係文書」が収録されている。

なかでも横内扶の「沖縄県政関係文書」は、沖縄県庁における文書処理で作成された文書控や写などの本来的な「公文書」で構成されている。沖縄県庁で保管されていた公文書の現存は確認できないものの、横内扶が保管していた文書や書翰などを精査・分析することで、明治期沖縄県政の一端を明らかにしていくことができる。今回の調査では、これら「横内家文書」の中から尖閣諸島に関係する資料を6点確認したところ、本報告書でその一部を紹介する。これらの資料は、尖閣諸島の領土編入前後の歴史を考える上で、大変貴重な資料といえる。(川島淳)

2 文書 [久場島への寄港に付き古賀辰四郎より願の件
明治32年1月19日付大阪商船株式会社社長宛依頼 奈良原繁(沖縄県知事)→中橋徳五郎]

資料概要

本資料は、沖縄県知事奈良原繁より大阪商船株式会社社長あての依頼文書である。1896年(明治29年)8月に沖縄県は、古賀辰四郎に尖閣諸島開拓の許可を与えたが、その後、古賀の開拓は交通不便の為に難航した。その打開策として、古賀は、沖縄県知事に尖閣諸島(久場島、魚釣島)への寄港について、当時本土—台湾間で船舶を運航していた大阪商船株式会社へ働きかけてもらうよう依頼したところ(p.13参照)、県知事による働きかけが実現したものである。

作成年月日	[1899年(明治32年)1月19日]
編著者	[奈良原繁/横内扶写]
発行者	
収録誌	文書[6827]
言語	日本語
媒体種別	紙
公開有無	有(複写物)
所蔵機関	那覇市歴史博物館
利用方法	那覇市歴史博物館で利用手続きを行う

内容見本

三十二年一月十九日起
大阪商船株式会社社長宛依頼旁古賀辰四郎へ汽路
案左二相伺候也
拝啓時下倍御清穆奉賀候陳ハ本県下八重山群島ノ内ナル
久場島及魚釣島ハ未タ曾テ住民ナク且ツ之ヲ探検シタル
者も無之処県下那覇区字西廿三番地平民古賀辰四郎
ヨリ借地開墾願出テ去ル廿九年八月之ヲ許可致置候
処其後僅々二回ノ便船ヲ得テ漁農夫数十名派
遣二種々計画中有之只今ノ有様ヲ以テスレハ右両島トモ
地質豊饒前途必ス国益ノ一助ニモ可相成存候得共如何
セン絶海ノ孤島交通不便ノ為メ意ノ如ク事業ヲ企図
スルコトヲ得ス一手ニテ汽船ヲ借入航海セントスルモ到底
收支償ハスシテ頗ル困難致居候現狀ニ付此上ハ貴社ノ
御配意ヲ煩スノ外他ニ良策ナカルヘク今回本人より小生
迄申出之次第モ有之尚本人儀親ク貴社ニ御依頼致
度趣候得者事情詳細御聴取候上特別ノ御考
ヲ以テ本人ノ希望貫徹候様御取扱被下度御依頼旁
本人御紹介迄草々不宣
一月十九日 奈良原繁
大阪商船株式会社社長中橋徳五郎殿

※「汽船航路」の略と考えられる。
(翻刻・訳：川島淳・本村育恵)

現代語訳

明治三十二年一月十九日起
大阪商船株式会社社長へ御依頼かたがた古賀辰四郎の汽船航路案を左の通り伺います。
拝啓。時下ますます御清穆のことと奉賀いたします。申し上げますに、本県下八重山群島内にある久場島及び魚釣島は、これまで人が住んだことはなく、また探検をした者もおりませんでした。本県那覇区字西二十三番地平民古賀辰四郎より借地開墾願が出されましたので、去る明治二十九年八月これを許可しております。その後、わずかに一、二回の便船を用意することができ、漁夫と農夫数十人を派遣するなどの計画をしております。現在の状況から見たところ、右の両島(久場島と魚釣島)とも土地が肥沃であり、必ず日本の国益の一助にもなるであろうと思っておりますが、いかなせん絶海の孤島であり、交通が不便であるために思うように事業を企画することができません。一手に汽船を借り入れて航行しようにも、到底その收支をうめあわせることはできないので、大変な困難となっております。このうえは貴社(大阪商船株式会社)の御配慮を煩わす他に良策はないと、このたび本人(古賀辰四郎)から私に申し出てまいりました。なお本人は自ら貴社に依頼したいと希望しておりますので、詳しく事情をお聞きになって、本人の希望が貫徹できるように、特別にお取り計らいくださいますようお願いかたがた本人の紹介まで。草々不宣。

一月十九日 奈良原繁
大阪商船株式会社社長中橋徳五郎殿

3 文書 [久場島への寄港に付き古賀辰四郎より願の件 明治32年1月久場島諸島へ汽船寄港之義二付願 古賀辰四郎→知事(奈良原繁)]



資料概要

本資料は古賀辰四郎より沖縄県知事宛の請願書の写しである。1896年(明治29年)8月15日をもって県より尖閣諸島開拓の許可を受け、古賀は同諸島に農夫及び漁夫を派遣した。1898年(明治31年)5月には開拓を拡張するため更なる人員を派遣した(監督者尾瀧延太郎・古賀の甥。明治31年7月17日付琉球新報記事「尖閣群島事情」参照)。

これにより同諸島の開発が進み、海産物の採取や開墾地での収穫量は順調に増加していった。しかし、当時、産物の運搬に用いていたのは、漁業用の小舟であり、輸送量や運搬に要する日数等の制約が大きかった。古賀は、同諸島における輸送・交通手段の強化・安定を求め、大阪商船が往復年3~4回の蒸気船の寄港を実施してくれるように、県知事に対して斡旋を請願した。

作成年月日	[1899年(明治32年)1月]
編著者	[古賀辰四郎/横内扶写]
発行者	
収録誌	文書[6827]
言語	日本語
媒体種別	紙
公開有無	有(複写物)
所蔵機関	那覇市歴史博物館
利用方法	那覇市歴史博物館で利用手続きを行う

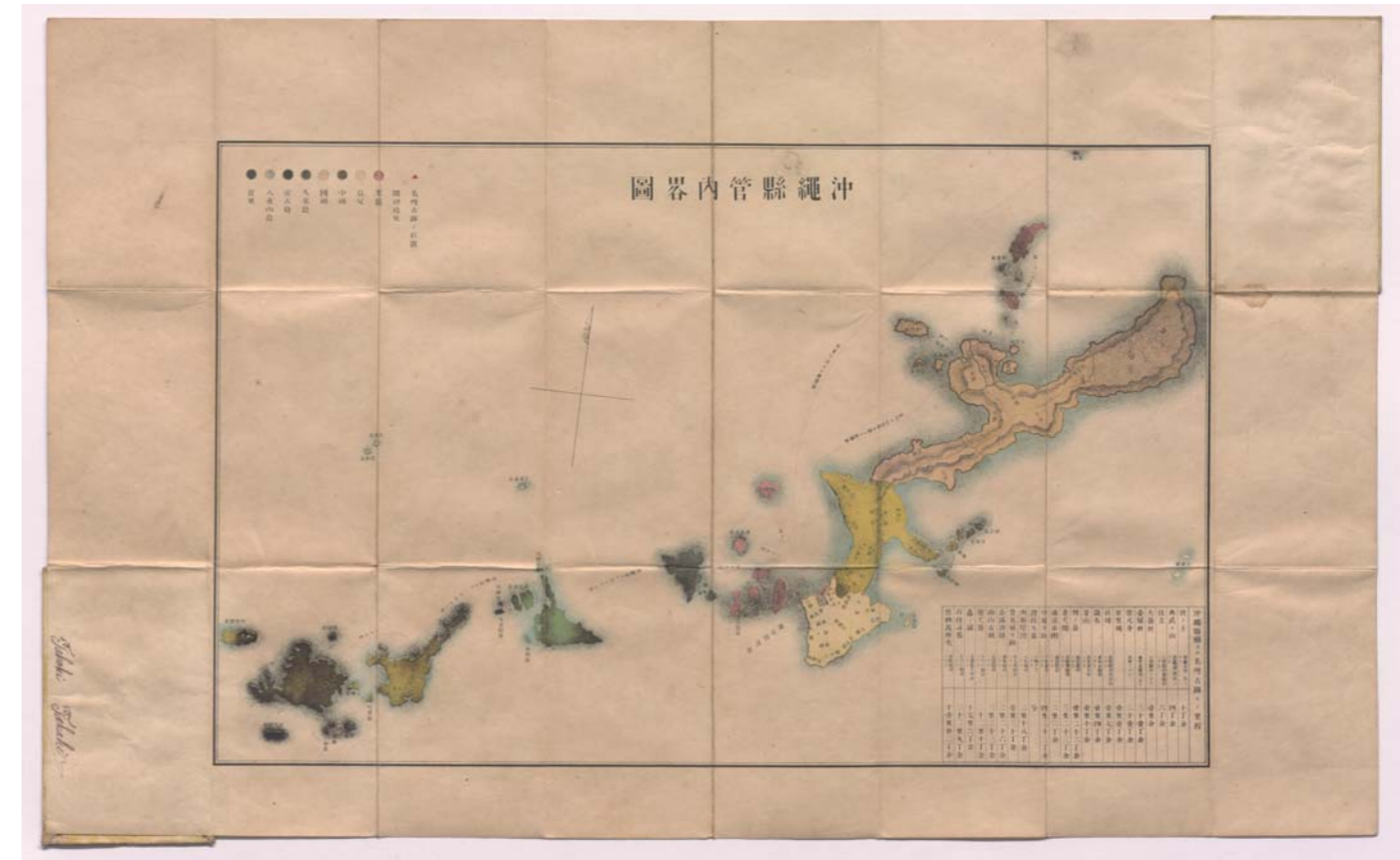
内容見本

久場島諸島へ汽船寄港之儀御願
 沖縄県八重山島列島ノ内ナル久場島及ヒ釣魚島借
 地開墾ノ件去ル明治二十九年八月十五日御許可相受候
 後御命令ニ基キ目論見書ニ依リ直チニ農夫
 及ヒ漁夫拾数名ヲ派遣シ一方ニ開墾ヲ為シ一方ニ
 漁業ヲ為シ海産物ノ採取開墾地ノ収穫年一
 年ニ増加シ殖産興業御奨励ノ御趣旨ニモ相叶ヒ
 …(略)…事業既ニ其緒ニ
 就キ爾後益之レヲ拡張シ国恩萬分ノ一ニ報
 セントノ希望日夜寝食ヲ忘レテ禁スル能ハサル
 ニ付何卒特別ノ御詮議ヲ以テ大阪商船株式会社
 へ往復年三四回寄港致シ候様御照會被成下
 度詳細ノ契約ハ直接同社ニ対シ締結可仕候
 此段奉願候也
 沖縄県那覇区字西廿三番地平民
 明治三十二年一月 古賀辰四郎
 知事宛
 右奥書候也
 明治三十二年一月十三日 那覇区長 印

現代語訳

久場島諸島へ汽船寄港の件についての願書
 沖縄県八重山島列島にある久場島及び釣魚島(原文ママ)を借地開墾する件は、去る明治二十九年八月十五日に許可いただきました。その後命令に基づき目論見書の通り、ただちに農夫および漁夫十数名を派遣して開墾と漁業を行いました。海産物の採取や開墾地での収穫は年一年と増加しており、殖産興業奨励の趣旨にも適い、また国家利益の一端にもなるような計画が立ちました…(略)…事業はすでに緒についており、今後ますますこれを拡張して国恩に対して少しでも報いたいとの気持ちを日夜寝食を忘れるほど抑えることができませんので、何卒特別の御詮議をいただいて大阪商船株式会社に年に三、四回の往復寄港をしていただけますよう御照会をお願いいたします。詳細の契約は直接同社に対して締結いたします。以上お願い申し上げます。
 沖縄県那覇区字西二十三番地平民
 明治三十二年一月 古賀辰四郎
 知事宛
 右奥書いたします
 明治三十二年一月十三日 那覇区長 印
 (翻刻・訳:川島淳・本村育恵)

4 地図(沖縄県管内略図及里程)



資料概要

沖縄県所轄の管内略図及び各地区間の距離略図。尖閣諸島については、「久米赤島」、「久場島」、「釣魚島」の三島が記載されている。これらの呼称は沖縄県が作成した他の資料にも見られることから、1885年の尖閣諸島調査以降、沖縄県で一貫して使用されていたことがうかがえる。

内容見本

沖縄県管内略図及里程
 釣魚島 久場島 久米赤島

作成年月日	
編著者	[沖縄県]
発行者	[沖縄県]
収録誌	地図[8426]
言語	日本語
媒体種別	紙
公開有無	有(複写物)
所蔵機関	那覇市歴史博物館
利用方法	那覇市歴史博物館で利用手続きを行う

5 県令第49号



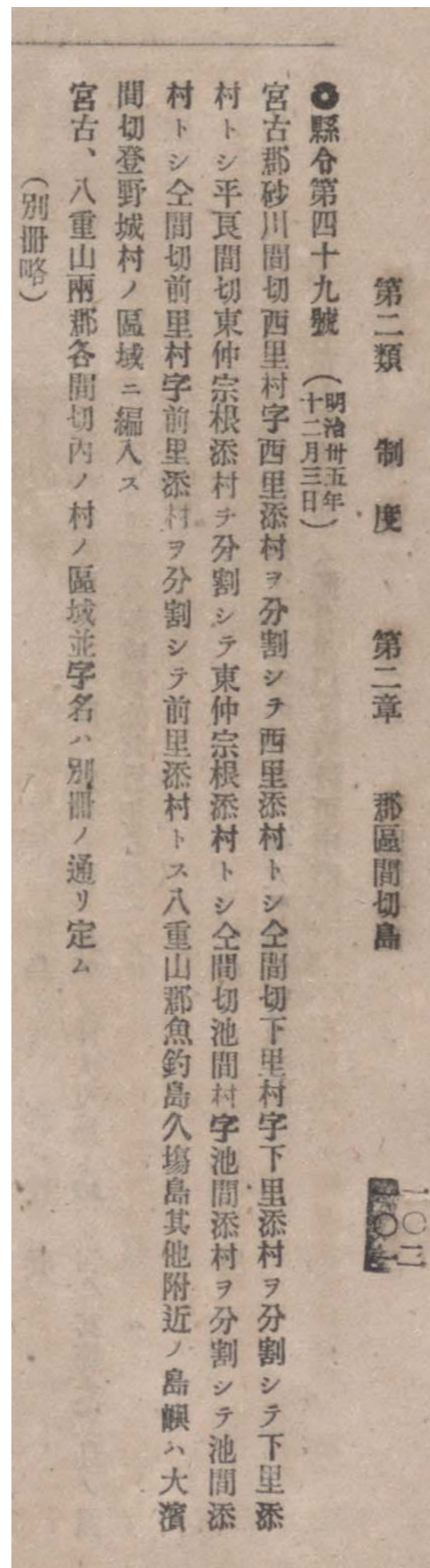
資料概要

1902年(明治35年)末に、魚釣島、久場島、その他附近の島嶼を沖縄県石垣市字登野城の行政区域として定めたもの。これにより、現在まで続く地方行政上の位置づけが確定したものと考えられる。これは沖縄県制度改革に取り組んだ奈良原繁県知事(当時)の大きな功績の一つといえる。

内容見本

第二類 制度 第二章 郡区間切島
 県令第四十九号(明治三十五年十二月三日)
 (略)八重山郡魚釣島久場島其他附近ノ島嶼ハ大浜間切登野城村ノ区域ニ編入ス
 宮古、八重山両郡各間切内ノ村ノ区域並字名ハ別冊ノ通り定ム
 (別冊略)

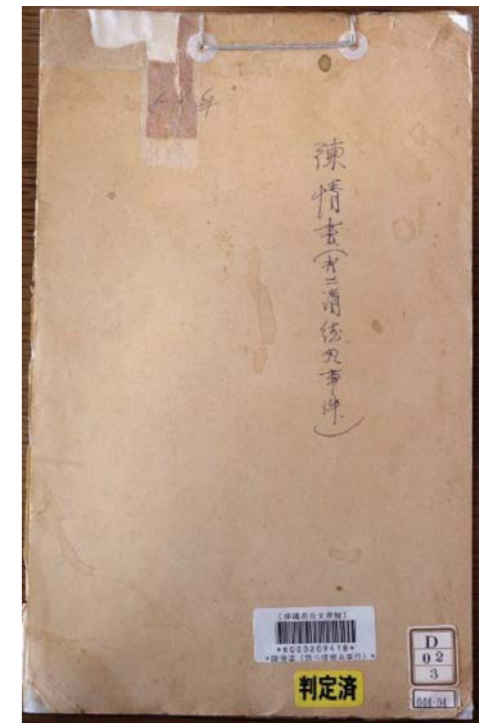
作成年月日	[1902年(明治35年)12月3日]
編著者	沖縄県知事官房文書係
発行者	[沖縄県]
収録誌	沖縄県令達類纂 上巻
言語	日本語
媒体種別	紙
公開有無	有
所蔵機関	那覇市歴史博物館
利用方法	那覇市歴史博物館で利用手続きを行う



6 資料例3(戦後～沖縄返還)

第三清徳丸襲撃事件について

1955年(昭和30年)3月2日、尖閣諸島の魚釣島でカジキ曳(ひき)縄漁を操業していた馬天港船籍の第一清徳丸、第三清徳丸のうち、第三清徳丸が青天白日旗を掲げたジャンク船に銃撃される事件が発生した。この襲撃事件により、第三清徳丸乗組員9名の内、3名が行方不明となった(生存者らの供述によると、2名が射殺されたとのこと)。その他乗組員は海に飛び込んだのち僚船第一清徳丸に移り、同海域を脱出した。事件の一報を受け、琉球政府は琉球列島米国民政府(USCAR)と協議、軍飛行機による哨戒等の措置が取られたが、犯人の行方については不明であった。また立法院議会では事件の重大性に鑑み、3月5日立法院決議(第5回議会(臨時)[決議案第15号 第三清徳丸乗組員に対する射撃事件の調査ならびに乗組員の救援に関する決議案])を採択し事件の調査解決を日米両政府及び国連へ訴えた。その後、USCARは米国国務省を通じて中華民国外交部に事件の調査方を要請した。しかしながら、犯人の所属や行方などは判明せず、1968年(昭和43年)、琉球政府が被害者遺族に対して一時救済金を給付した。(大崎博之・國吉まこも)

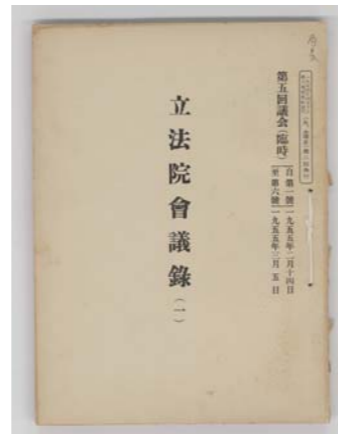


1955年 陳情書(第三清徳丸事件)

6 立法院會議録第5回議會(臨時)

[決議案第15号、第三清徳丸: 1955/3/5(大湾喜三郎議員)、活版]

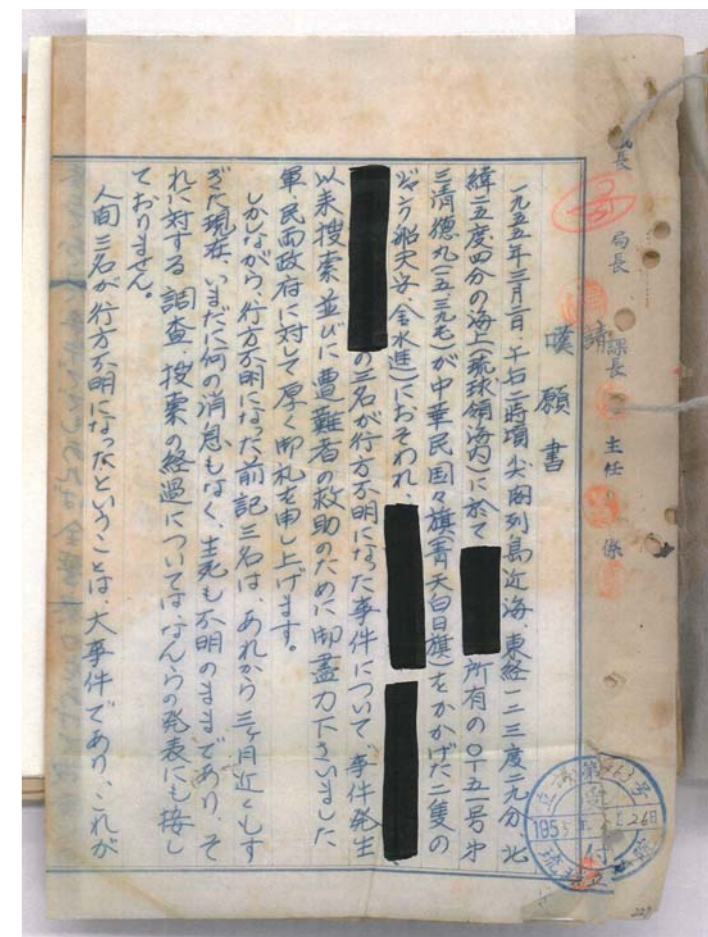
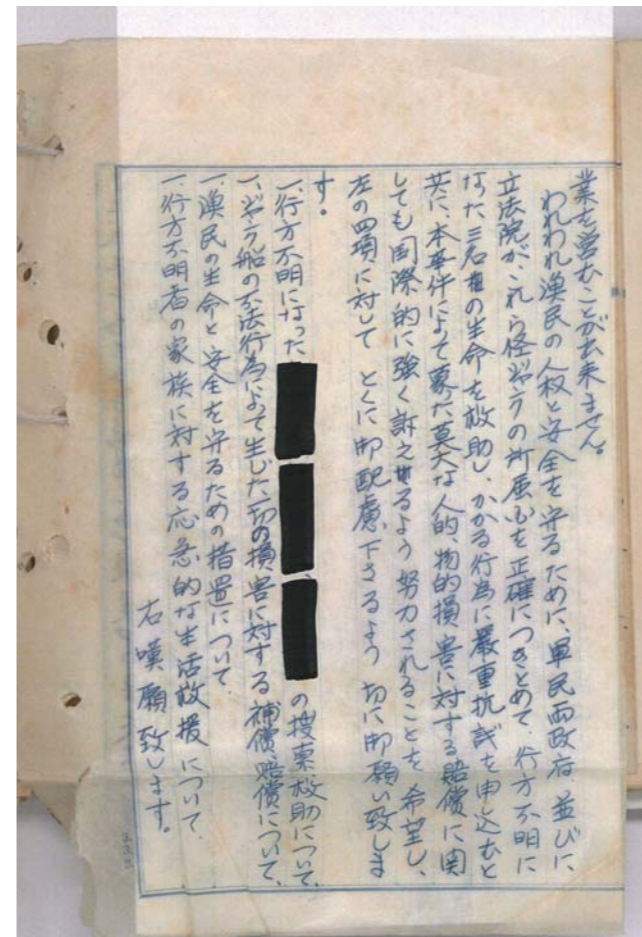
<p>○議長(大湾喜三郎) 日程六十分 御異議ないと認めます。よつて左様決定致します。なお字句の修正は議長に委して行うことにします。 (「異議なし」と呼ぶ者あり)</p> <p>○議長(大湾喜三郎) 日程六十分 御異議ないと認めます。よつて委員会の審査を省察します。日程六十分、第三清徳丸乗組員に対する射殺事件の調査並びに乗組員の救援に関する決議案を議題といたします。休憩いたします。 (午後九時七分休憩) (午後九時十分再開)</p> <p>○大湾喜三郎君 提案理由を申上げる前に先ず本文を朗読いたします。 (決議文朗読)</p> <p>決議案第十五号 第三清徳丸乗組員に対する射殺事件の調査ならびに乗組員の救援に関する決議案 一九五五年三月五日 大湾喜三郎 立法院議長 大湾 国治郎</p> <p>委員審査報告書 本員等議の第三清徳丸乗組員に対する射殺事件の調査ならびに乗組員の救援に関する決議案については、立法院第四十三条</p>	<p>○議長(大湾喜三郎) 日程六十分 御異議ないと認めます。よつて委員会の審査を省察します。日程六十分、第三清徳丸乗組員に対する射殺事件の調査並びに乗組員の救援に関する決議案を議題といたします。休憩いたします。 (午後九時七分休憩) (午後九時十分再開)</p> <p>○大湾喜三郎君 提案理由を申上げる前に先ず本文を朗読いたします。 (決議文朗読)</p> <p>決議案第十五号 第三清徳丸乗組員に対する射殺事件の調査ならびに乗組員の救援に関する決議案 一九五五年三月五日 大湾喜三郎 立法院議長 大湾 国治郎</p> <p>委員審査報告書 本員等議の第三清徳丸乗組員に対する射殺事件の調査ならびに乗組員の救援に関する決議案については、立法院第四十三条</p>
--	--



資料概要

第三清徳丸襲撃事件の一報は沖縄の地元新聞で大きく取り上げられた。我が国の領海内で操業する琉球の漁船が外国船の襲撃を受けた事件に対し、地元紙は社説で同事件の真相究明を求めた。琉球政府立法院議会においても、真相を明らかにするため、国連他国際機関への協力を求める決議が採択された。

7 嘆願書[1955年(昭和30年)5月]



資料概要

第三清徳丸襲撃事件の被害者家族らによる琉球政府立法院への嘆願書(1955年(昭和30年)5月26日受付)。事件からおよそ3か月が経過するなか、行方不明者の捜索救助や行方不明者の家族への生活救援等を訴えている。

作成年月日	1955年(昭和30年)5月
編著者	与那原町漁業協同組合長 当真正仁ほか3名
発行者	
収録誌	1956年8月 [陳情・請願・陳情に関する書類 五五年]
言語	日本語
媒体種別	紙
公開有無	(※)
所蔵機関	沖縄県公文書館
利用方法	※嘆願書は、個人情報が含まれるため原則閲覧不可。本報告書掲載画像はマスキング処理をし特別な許可を得て取得したものである。

内容見本

(印)[立請第463号 1955年5月26日受付 琉球立法院]

嘆願書

一九五五年三月二日、午後二時頃尖閣列島近海、東経一二三度二九分、北緯二五度四分の海上(琉球領海内)に於て、[REDACTED] 所有のOT五一号第三清徳丸(一五.三九屯)が中華民国々旗(青天白日旗)をかかげた二隻のジャンク船(大安、金水進)におそわれ、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]の三名が行方不明になった事件について、事件発生以来捜索並びに遭難者の救助のために御尽力下さいました軍、民両政府に対して厚く御礼を申し上げます。

(略)

われわれ漁民の人権と安全を守るために、軍民両政府、並びに立法院が、これら怪ジャンクの所属国を正確につきとめて、行方不明になった三名の生命を救助し、かかる行為に嚴重抗議を申し込むと共に、本事件によって蒙った莫大な人的、物的損害に対する賠償に関しても国際的に強く訴えるよう努力されることを希望し、左の四項に対してとくに御配慮下さるよう切に御願ひ致します。

(略)

内容見本

[第5回議會1955年3月5日]

決議案第十五号 第三清徳丸乗組員に対する射殺事件の調査ならびに乗組員の救援に関する決議案 右の議案を決議する。

(略)

去る三月二日午後二時頃、琉球列島魚釣島附近東経一二三度一三分、北緯二五度四八分の地点で、沖縄佐敷村馬天区四班当真政(ママ)庸氏所有の漁船第三清徳丸(一五トン)が青天白日旗(台湾の蒋介石政府の国旗)を掲げたジャンク船二隻におそわれ第三清徳丸の乗組員九名のうち二名が射殺され四名は行方不明になったという事件が新聞紙上で報道されている。

(略)この事件は人権問題としても、領海の問題としても、国際的な性質をもつ極めて重大な事件である。

(略)

この調査で厳密を期するためには、国際連合その他の国際的な諸機関の協力も得なければならないと考える。

よつて琉球政府立法院は国際的な諸機関の協力をうけつつ事件の真相を明らかにし行方不明の同胞を救い事件の責任を追及するために、閉会中も特別委員会を設置し、この事件に関する一切の審理を付託する。

一九五五年三月五日

琉球政府立法院 (略)

作成年月日	[1955年(昭和30年)3月5日]
編著者	行政主席官房文書課
発行者	行政主席官房文書課
収録誌	立法院會議録第5回議會(臨時)
言語	日本語
媒体種別	紙
公開有無	有
所蔵機関	沖縄県公文書館
利用方法	沖縄県公文書館で利用手続きを行う

※補足・解説

最終的に委員会設置は議長判断で削除されている。

(以下参照)

○議長(大湾国浩君) それからも一つ(原文ママ)、私が先程言い忘れましたが、特別委員会設置の件についてはこれを削除することとあります。それでは只今十四番議員(大湾喜三郎君)の御希望の通り決して宜しうございますか (「賛成」「異議なし」と呼ぶ者あり) 御異議ないと認めますので、その通り決します。

8 立法院會議録第8回議會

[第三清徳丸の人的、物的損害に対する賠償方について 1955/11/1 琉立調第1098号]

1955. 11. 1 琉立調第 1,098号	第三清徳丸の人的、物的損害に対する賠償方について	佐敷村馬天区4班 当 真 正 備 外3名	<p>第三清徳丸及び第一第一清徳丸事件のことは民政府に対し善処方を1955年6月8日付文書で依頼してある。なお第4項の行方不明者の家族に対する応急的な生活援護については当政府において調査中である旨1955年6月9日付文書で関係者あて回答済。なお本件に関し民政府から1955年6月16日付答書で次のような回答があった。</p> <p>この事件に関するすべての資料をまとめて民政長官あてに送付するとともに適当な外交機関を通じて本件を取り上げその責任を明らかにし行方不明の漁師の行方を追及し、第三清徳丸の乗組員及び行方不明者の家族のこうむつた損害について正な適る補償を要求し犯人を罰し今後かかる事件が再びおこらないよう保証せしめるよう要請した。</p> <p>この問題は当政府の権限の及ばない事件で国際問題をして外交機関を通じなければならないので総ての証拠を民政府の保安部に提供し、米国の外交機関を通じての解決を要請するため1956年6月6日その後の捜査の経過及び事件の見透しについて照会した文書に対しては1956年1月4日副長官から要旨次のような回答があった。</p>
----------------------------	--------------------------	----------------------------	--

資料概要

第三清徳丸事件の一報の後、生存者が沖縄本島に帰還しようやく同事件の全貌が明らかとなった。被害状況は、乗組員9名の内、3名が行方不明というものであった。(なお、生存者らの供述によると、2名が射殺されたのを目撃したとのことだが、その後の捜索で遺体は発見されず。)被害者遺族らは琉球政府立法院議会に対し、蒙った損害について救済を求める請願をした。

作成年月日	1957年(昭和32年)2月6日
編著者	行政主席官房文書課
発行者	行政主席官房文書課
収録誌	公報号外 1957年2月6日
言語	日本語
媒体種別	紙
公開有無	有
所蔵機関	沖縄県議会図書室
利用方法	沖縄県議会図書室で閲覧を行う

内容見本

[第8回議會1956年8月29日]

1955.11.1琉立調第1,098号

第三清徳丸の人的、物的損害に関する賠償方について
佐敷村馬天区4班当真正備(ママ)外3名

処理概況 第三清徳丸及び第一第一清徳丸事件のことは民政府に対し善処方を1955年6月8日付文書で依頼してある。(略)本件に関し民政府から1955年6月16日付答書で次のような回答があった。

この事件に関するすべての資料をまとめて民政長官あてに送付するとともに適当な外交機関を通じて本件を取り上げその責任を明らかにし行方不明の漁師の行方を追及し、第三清徳丸の乗組員及び行方不明者の家族のこうむつた損害について正な適る保証を要求し犯人を罰し今後かかる事件が再びおこらないよう保証せしめるよう要請した。

(略)

古賀善次のこと

尖閣諸島を開拓した古賀辰四郎には3人の子供がいた。長男善次、長女静、次女貞子である。1918年(大正7年)辰四郎死後、長男の善次が事業を引き継ぎ、1932年(昭和7年)には国より尖閣諸島4島(魚釣島、南小島、北小島、久場島)の払い下げを受けた。その後1944年(昭和19年)に疎開で沖縄を離れるが、戦後帰沖。古賀商店の後身南海商会の役員を勤めた。1978年(昭和53年)死去。善次は父辰四郎や尖閣諸島に関する写真や文書を戦後も所持していたと考えられ、1970年(昭和45年)頃尖閣諸島に関する問題が騒がれるようになると、雑誌や新聞などの取材に数葉の写真や資料を提供している。

(大崎博之・國吉まこも)

9 [尖閣列島][写真アルバム]



資料概要

善次は、尖閣諸島が中国や台湾が根拠のない主張を行うようになる以前から、訪ねてきた人々に父辰四郎や尖閣諸島に関して、資料や写真の提示をしていたようである。本アルバム製作者の大仲浩夫は沖縄県石垣島出身で同県南大東島の測候所に勤務していた。おそらくは南大東に滞在中、島の歴史について同島在住の郷土史家西浜良修が教示したものと考えられる。善次の人柄がうかがえると共に、戦後においても辰四郎や尖閣諸島に関する資料が残っていたことを確信させる資料である。

内容見本

古賀辰四郎は(略)単身24才の若さで明治12年(1879年)に沖縄に渡り、八重山の北方200kmの海上に四つの小島からなる尖閣列島を始め近海の島々を探險し、遠くロンドンの展覧会等にも出品し受賞したとの事です。(略)尖閣列島は現在も同氏の所有で米軍の演習場として使用されています。

※補足・解説

古賀の生年など、記載されている年代等が事実と若干異なるので注意が必要。

作成年月日	1963年(昭和38年)3月
編著者	大仲浩夫
発行者	
収録誌	Borodino's Picture
言語	日本語
媒体種別	紙
公開有無	有(複写物)
所蔵機関	個人蔵(那覇市歴史博物館に複写物所蔵)
利用方法	那覇市歴史博物館で利用手続きを行う

10 「沖縄問題等懇談会専門委員高岡大輔氏の沖縄調査日程」

沖縄問題等懇談会専門委員高岡大輔氏の 沖縄調査日程		
7月2日	13:00	那覇着 日航721便
7月2日	16:30~16:40	民政府沖外務局長(沖外務局長)氏訪問
7月2日	18:00~18:15	日本政府沖外務事務所長訪問
7月2日	18:25~18:40	琉球放送行営主任(沖外務局長) 主席室
7月3日	09:00~10:20	琉球島米試験場懇談視察
7月3日	10:45~12:00	琉球大学経済学教授と懇談
7月3日	12:30~13:30	昼食
7月3日	14:00~16:05	企画部長と懇談
7月3日	15:00~15:05	遊楽部長と懇談
7月3日	16:00~16:05	農林部長と懇談
7月4日	09:00~10:30	パイン輸出組合と懇談
7月4日	10:30~12:00	糖業振興会と懇談
7月4日	12:00~13:00	昼食
7月4日	13:00~14:30	漁業協同組合連合会と懇談
7月4日	14:30~16:00	遠洋マシロ協会の懇談
7月5日	09:00~10:00	尖閣列島発 石垣港着
7月5日	10:30~10:45	尖閣列島着
7月5日	09:00~19:00	尖閣列島着 尖閣列島着 (水深、海底地質その他調査)
7月5日	19:00	石垣港発
7月6日	07:00	尖閣列島着
7月6日	09:00~17:00	尖閣列島着 尖閣列島着 (水深、海底地質その他調査)
7月6日	09:00~19:00	尖閣列島発 石垣港着
7月6日	17:30	全調査終了
7月10日	06:00	石垣港入港
7月11日	15:00~16:00	古賀善次氏と懇談

内容見本

沖縄問題等懇談会専門委員高岡大輔氏の 沖縄調査日程			
7月4日(木)	17:00~18:00	古賀善次氏訪問(尖閣列島所有者)	
7月5日(金)	10:00	図南丸石垣港向け出港(伊志嶺、大城同乗)	K棧橋(那覇)
7月6日(土)	16:00 石垣港着 19:00 石垣港発 20:30 石垣着1泊		8ノット
7月7日(日)	07:00 09:00~19:00 19:00	尖閣列島着 石垣港発 尖閣列島着 (水深、海底地質その他調査) 石垣港発	図南丸使用 船中泊
7月8日(月)	07:00 09:00~17:00	尖閣列島着 尖閣列島着 尖閣列島一帯を視察 (")	"
7月9日(火)	09:00~19:00 17:30	尖閣列島発 石垣港着 全調査終了	石垣泊
7月10日(水)	06:00	石垣港入港	ホテル
7月11日(木) (略)	15:00~16:00	古賀善次氏と懇談	

(※斜体は原資料中手書きで追記されている部分を示す。)

資料概要

琉球政府が直前まで調整した、高岡大輔の沖縄調査日程案。日程案では7月7日、8日が尖閣諸島調査に当てられている(調査後の報告書によれば、実際の調査は7月8日、9日、10日の3日間)。

作成年月日	1968年(昭和43年)7月1日
編著者	琉球政府総務局 渉外広報部渉外課
発行者	
収録誌	沖縄専門委員 高岡大輔氏の訪沖に 関する書類
言語	日本語
媒体種別	紙
公開有無	有(マイクロフィルム)
所蔵機関	沖縄県公文書館
利用方法	沖縄県公文書館で マイクロフィルムの 利用手続きを行う

高岡調査団による
尖閣諸島調査について

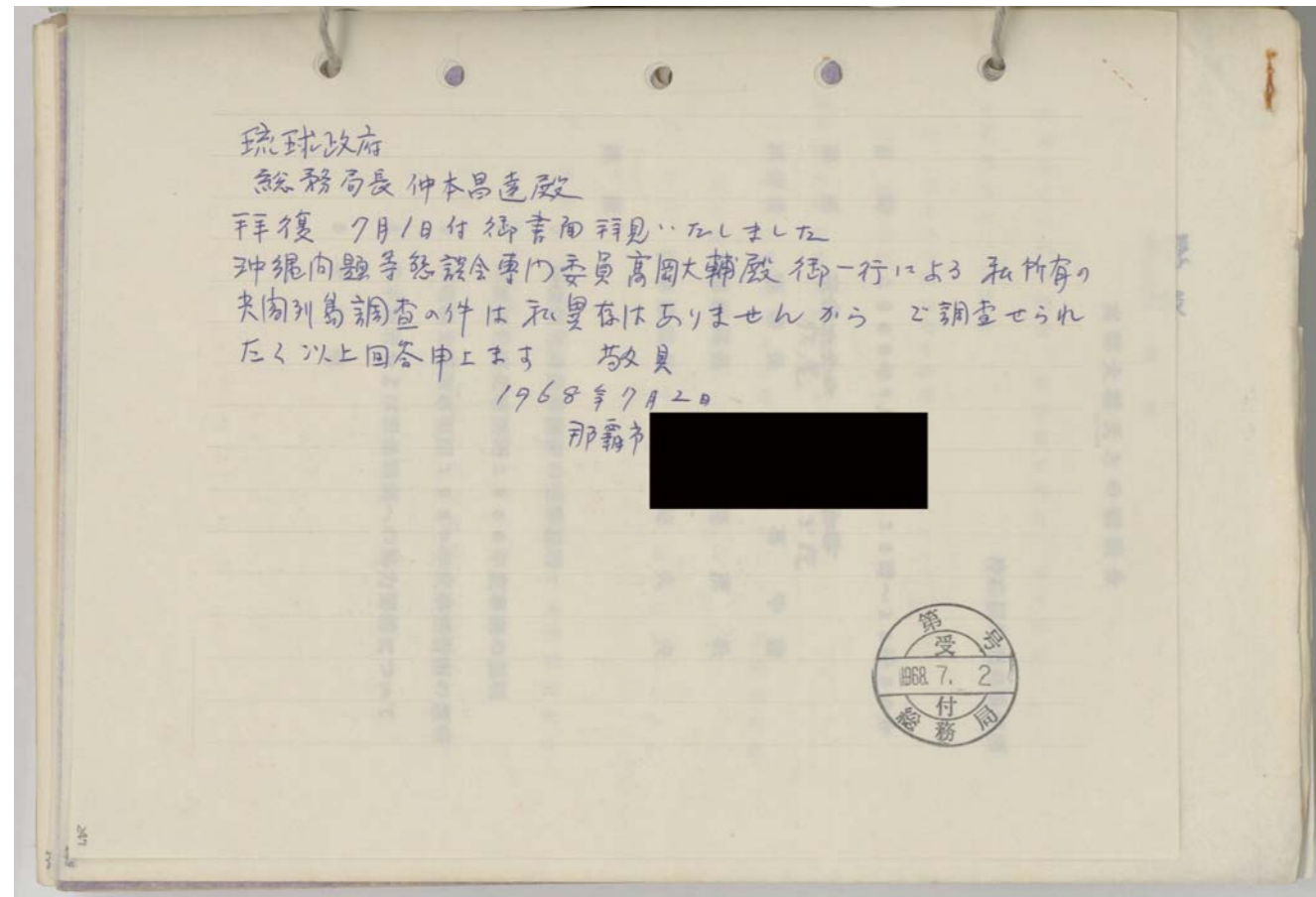
本資料は琉球政府総務局渉外課がまとめた、沖縄問題等懇談会専門委員として1968年(昭和43年)7月に訪沖した高岡大輔に関する書類である。同年国連アジア極東経済委員会(ECAFE)が東シナ海海底における資源探査を計画していたこともあり、高岡の調査の中心は尖閣諸島周辺の海底資源に着目したものであった。調査団には琉球大学教授といった専門家のほか地元メディア(琉球新報など)の記者も参加した。この調査は尖閣諸島周辺海底資源への期待と重なり、地元沖縄世論の関心を集めた。

(大崎博之・國吉まこも)



地元関係者と懇談する高岡氏(中央)きのう八重島会館で
1968年(昭和43年)7月7日付八重山毎日新聞記事「尖閣列島調査団来島 高岡氏が記者会見」

11 [高岡大輔の尖閣諸島調査に関する古賀善次の回答(同意)]



資料概要

沖縄問題等懇談会(座長大浜信泉)専門委員高岡大輔氏による尖閣列島調査(水深及び海底地質等調査)については、琉球政府としても全面的に協力することになり、水産研究所の凶南丸(となんまる)を借用し、琉球大学教授ならびに政府気象専門家などを同行させることとなった。これに関し、尖閣諸島を所有する古賀氏に宛てた同意願に対する古賀善次の回答(同意)。

内容見本

琉球政府
総務局長 仲本昌達殿
拝復 7月1日付御書面拝見いたしました
沖縄問題等懇談会専門委員高岡大輔殿御一行による私所有の尖閣列島調査の件は私異存はありませんからご調査せられたく以上回答申上ます 敬具

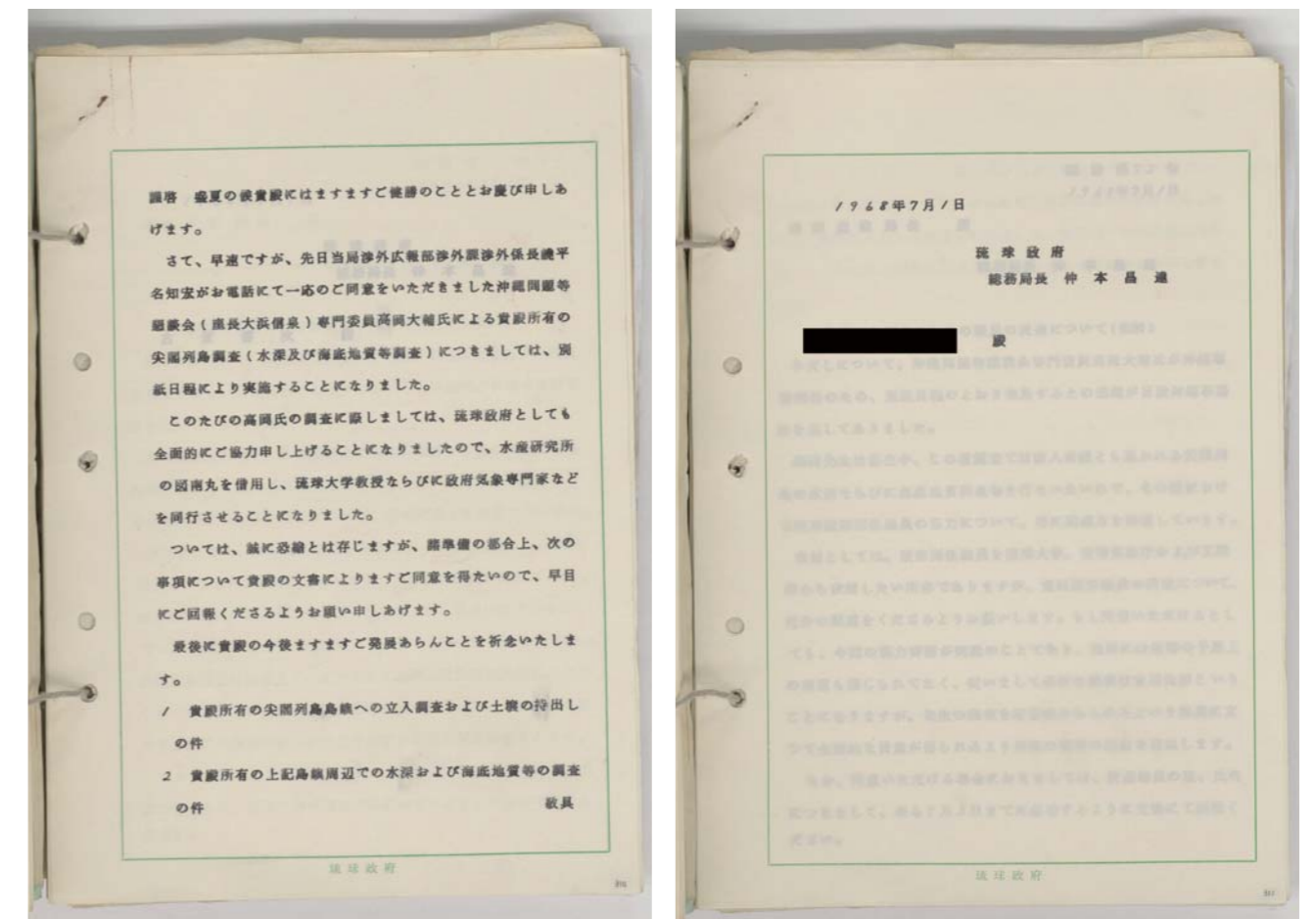
1968年7月2日

那覇市

(印)[1968.7.2受付 総務局 第 号]

作成年月日	1968年(昭和43年)7月2日
編著者	[古賀善次]
発行者	
収録誌	沖縄専門委員高岡大輔氏の訪沖に関する書類
言語	日本語
媒体種別	紙
公開有無	有(マイクロフィルム)
所蔵機関	沖縄県公文書館
利用方法	沖縄県公文書館でマイクロフィルムの利用手続きを行う

(参考) 琉球政府総務局長発古賀善次宛同意願



内容見本

謹啓(略)
沖縄問題等懇談会(座長大浜信泉)専門委員高岡大輔氏による貴殿所有の尖閣列島調査(水深及び海底地質等調査)(略)に際しましては、琉球政府としても全面的にご協力申し上げることになりましたので、水産研究所の凶南丸を借用し、琉球大学教授ならびに政府気象専門家などを同行させることになりました。

については、(略)貴殿の文書によりますご同意を得たいので、早目にご回報くださるようお願い申し上げます。(略)

- 1 貴殿所有の尖閣列島島嶼への立入調査および土壌の持出しの件
- 2 貴殿所有の上記島嶼での水深および海底地質等の調査の件

敬具

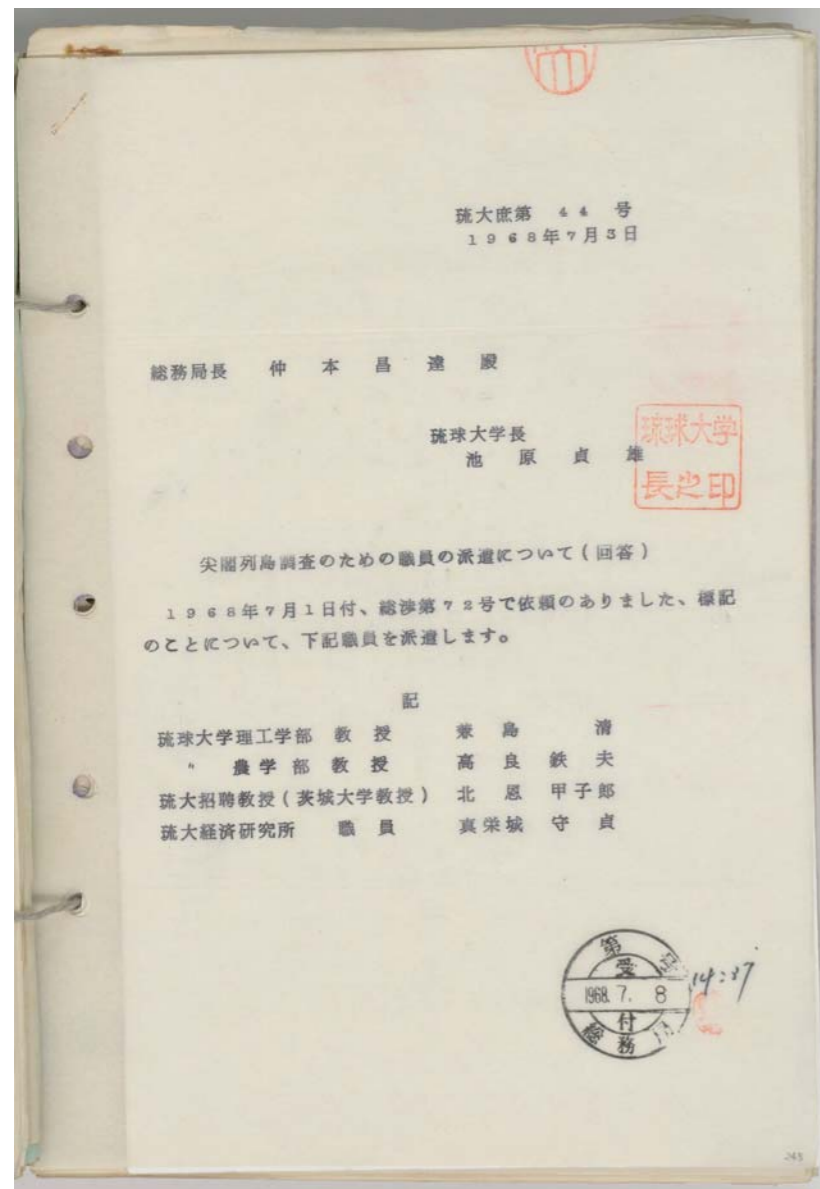
1968年7月1日

琉球政府

総務局長 仲本昌達

殿

12 [尖閣列島調査のための職員の派遣について(琉球大学)]



内容見本

琉大庶第44号
1968年7月3日
総務局長 仲本昌達 殿
琉球大学長 池原貞雄 (印)

尖閣列島調査のための職員の派遣について(回答)

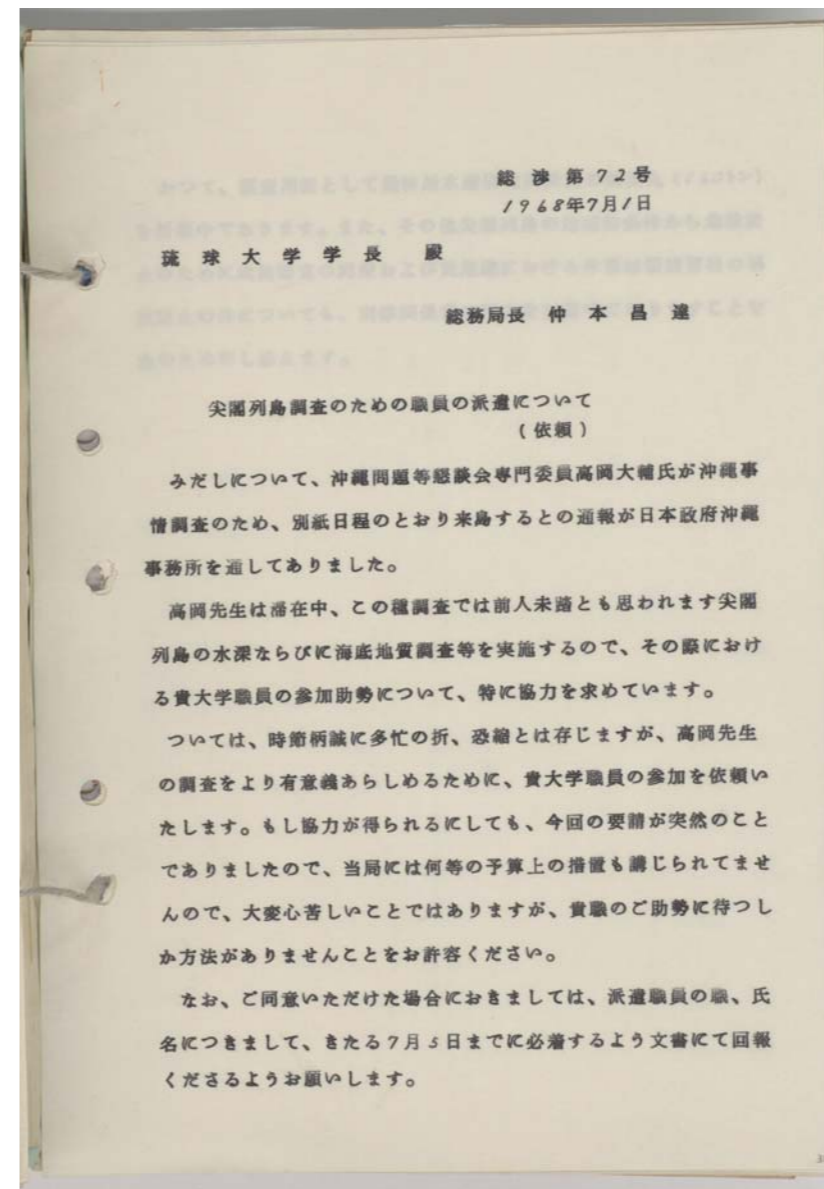
1968年7月1日付、総渉第72号で依頼のありました、標記のことについて、下記職員を派遣します。

記

琉球大学理工学部 教授 兼 島 清
" 農学部 教授 高 良 鉄 夫
琉大招聘教授(茨城大学教授) 北 岡 甲子郎
琉大経済研究所 職員 真栄城 守 貞

(印)

(参考) 琉球政府総務局長発琉球大学学長宛依頼文書



内容見本

総渉第72号
1968年7月1日
琉球大学学長 殿
総務局長 仲本昌達

尖閣列島調査のための職員の派遣について
(依頼)

(略) 沖縄問題等懇談会専門委員高岡大輔氏(略)は滞在中、(略)尖閣列島の水深ならびに海底地質調査等を実施するので、その際における貴大学職員の参加助勢について、特に協力を求めています。

ついては、(略)先生の調査をより有意義あらしめるために、貴大学職員の参加を依頼いたします。(略)

資料概要

沖縄問題等懇談会専門委員高岡大輔氏が沖縄事情調査のため、沖縄を訪問したが、高岡氏はこの滞在中、尖閣列島の水深ならびに海底地質調査等を実施することとしており、その際における琉球大学職員の参加助勢について、協力を求めている。これに関し、琉球政府が琉球大学側に、高岡氏の調査をより有意義あらしめるために同大学職員の参加を依頼したのに対して、4名の専門家を派遣するという琉球大学学長の回答書。

作成年月日	1968年(昭和43年)7月3日
編著者	琉球大学長
発行者	
収録誌	沖縄専門委員高岡大輔氏の訪沖に関する書類
言語	日本語
媒体種別	紙
公開有無	有(マイクロフィルム)
所蔵機関	沖縄県公文書館
利用方法	沖縄県公文書館でマイクロフィルムの利用手続きを行う

1971年に琉球大学が実施した 尖閣諸島学術調査について



尖閣列島学術調査報告
1971年7月 琉球大学

戦後に行われた尖閣諸島調査は、高良鉄夫氏を中心とした動物相に関する調査が主だったが、1971年(昭和46年)琉球大学教授15名の専門家等から成る調査団が結成され、同諸島における動物、植物、地質、水質、海洋観測及び漁場の総合的な調査が行われた。同調査には、琉球政府農林局琉球水産試験場所属の試験船「凶南丸(とんなんまる)」が使用されるなど大学と琉球政府の合同調査としての性格も併せ持った調査であった。

(大崎博之・國吉まこも)

13 [尖閣列島総合学術共同調査の実施について]

資料概要

琉球大学尖閣列島学術調査に際し、調査計画と凶南丸の運航計画予定図。

内容見本

起案 1971年3月26日

(印) 農林局琉球水産試験場

起案者 兼浜安信 (印)

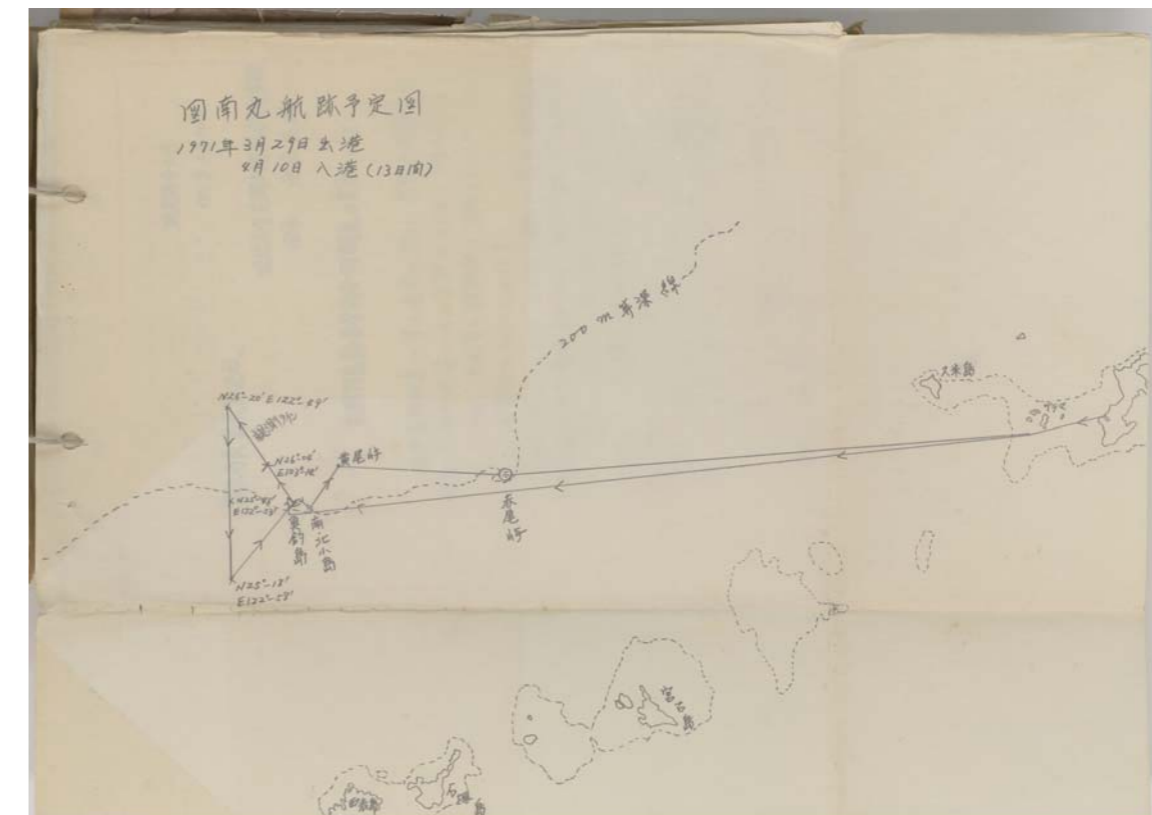
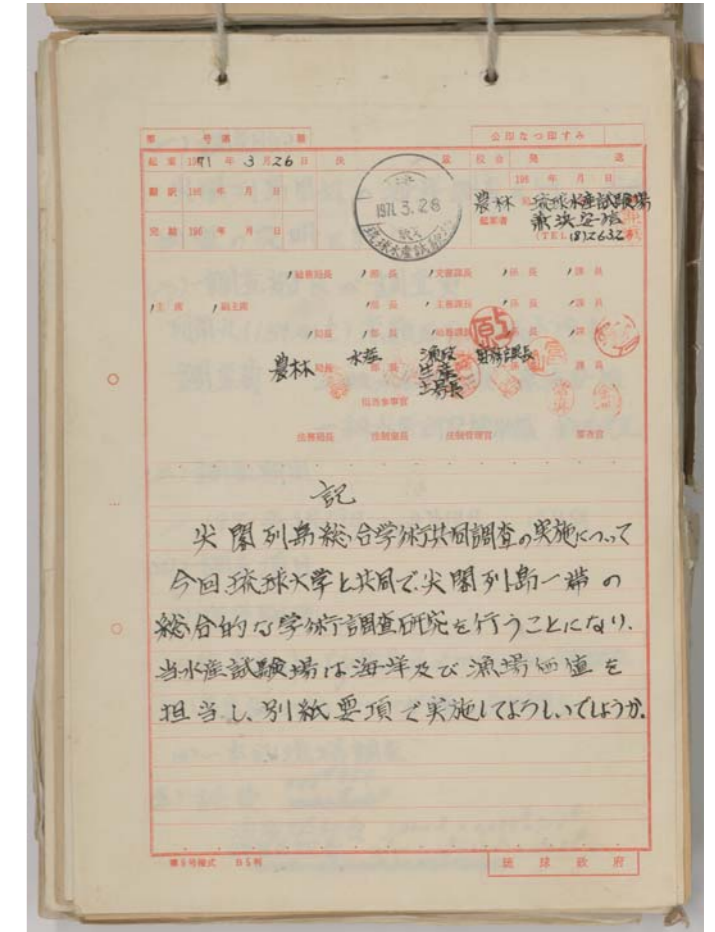
(印) (略)

記

尖閣列島総合学術共同調査の実施について

今回、琉球大学と共同で、尖閣列島一帯の総合的な学術調査研究を行うことになり、当水産試験場は海洋及び漁場価値を担当し、別紙要項で実施してよろしいでしょうか。

作成年月日	1971年(昭和46年)3月26日
編著者	琉球政府農林局琉球水産試験場
発行者	
収録誌	支出決議書 1971年度
言語	日本語
媒体種別	紙
公開有無	有
所蔵機関	沖縄県公文書館
利用方法	沖縄県公文書館で利用手続きを行う



14 沖縄県総図



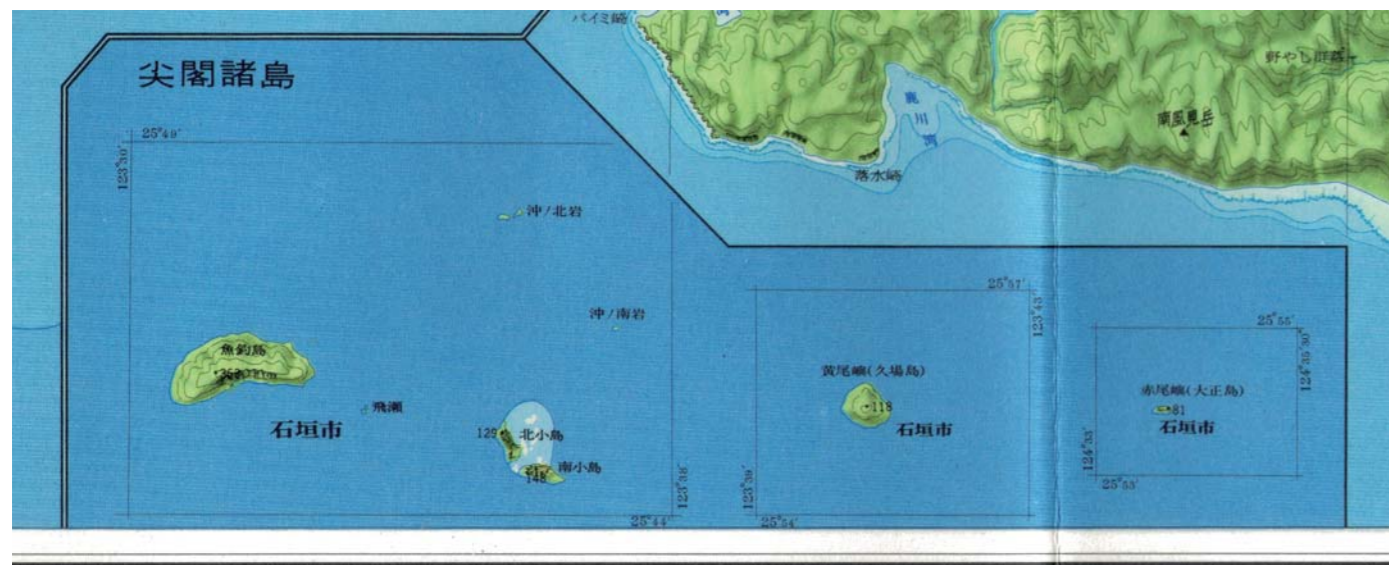
資料概要

本資料は琉球列島米国民政府(USCAR)で渉外局長を務めた故エドワード・フライマスの所蔵資料の一つ(現在は沖縄県公文書館に寄贈されている)。1972年(昭和47年)5月15日に米国から我が国に返還された沖縄県の島々を記した地図である。尖閣諸島の部分に魚釣島・北小島・南小島・久場島・大正島・飛瀬・沖の北岩・沖の南岩の5島嶼3岩礁が記されている。

内容見本

沖縄県地図、尖閣諸島(魚釣島・北小島・南小島・久場島・大正島・飛瀬・沖の北岩・沖の南岩)

作成年月日	1972年(昭和47年)5月15日
編著者	
発行者	株式会社武揚堂
収録誌	沖縄復帰記念式典関連資料
言語	日本語
媒体種別	紙
公開有無	有
所蔵機関	沖縄県公文書館
利用方法	沖縄県公文書館で利用手続きを行う

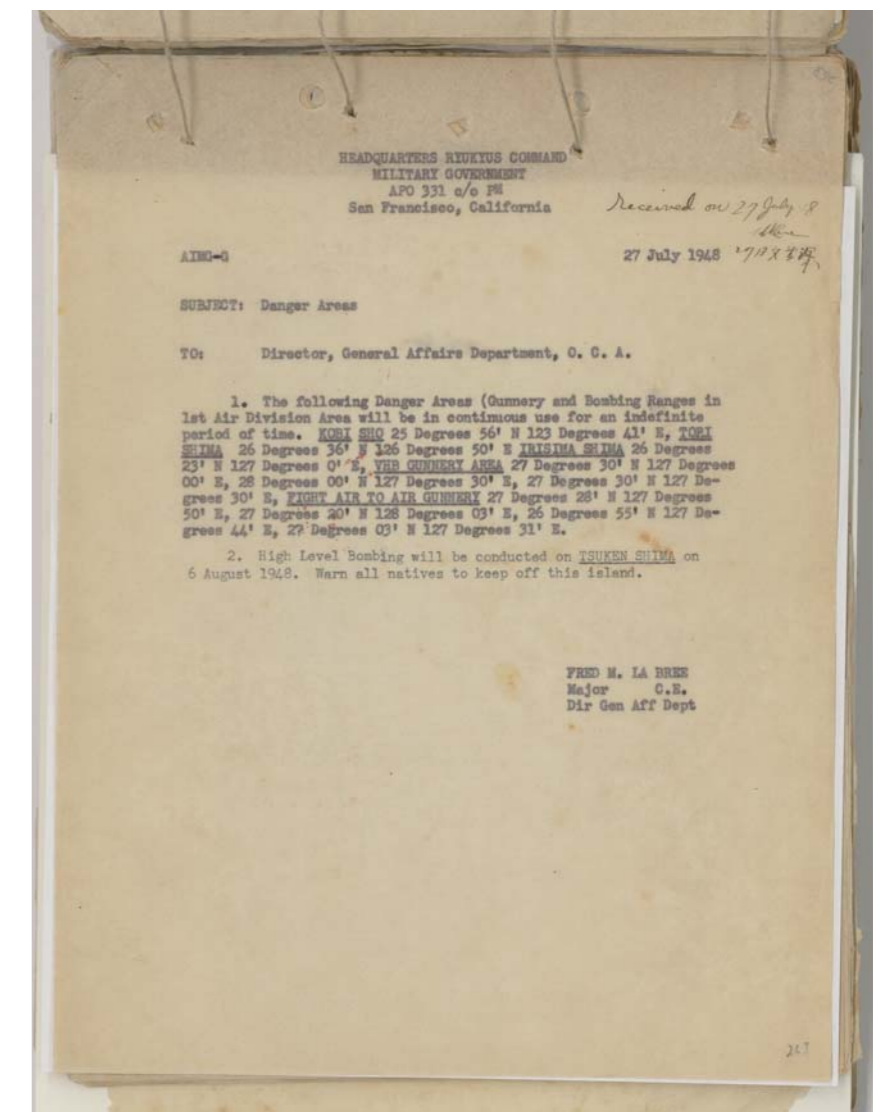


株式会社武揚堂発行

6 資料例4(戦後の米国政府関係文書)

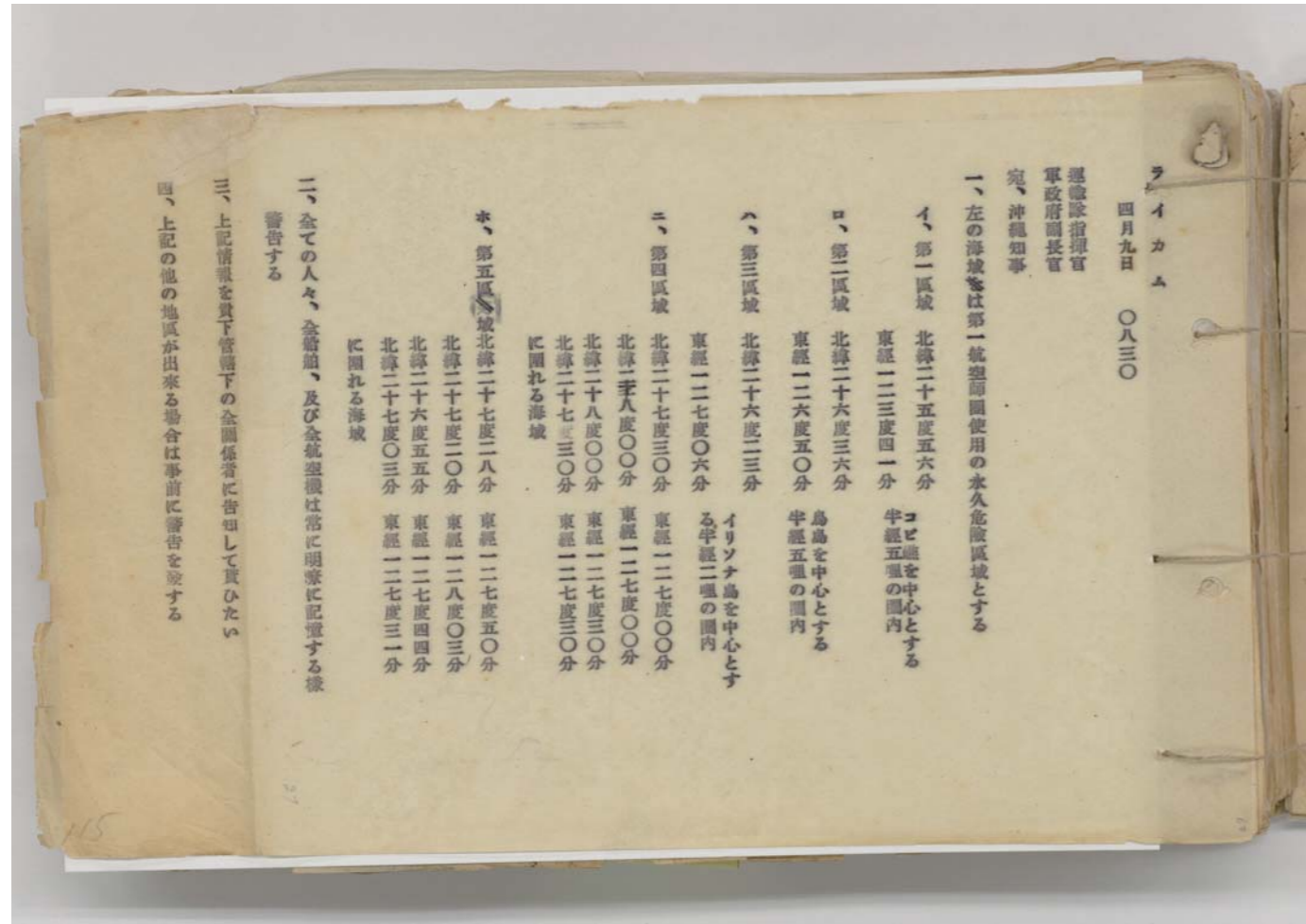
尖閣諸島における
米軍射爆撃場について

尖閣諸島には、米軍がその管理下に置く射爆撃場が二箇所存在する。久場島の「黄尾嶼射爆撃場(Kobi Sho Range)」、大正島の「赤尾嶼射爆撃場(Sekibi Sho Range)」である。1948年(昭和23年)4月琉球米軍司令部発琉球政府宛の通達には、コビ礁(久場島)、鳥島、イリソナ島の3島が米軍第一航空師団使用の「永久危険区域」に指定された旨記載されている。戦後に沖縄を統治することになった米国が目にしたのは、尖閣諸島の軍事訓練場としての有用性であった。なお、1978年(昭和53年)6月以降両射爆撃場の使用についての通告はなされていない。(大崎博之・國吉まこも)



1948年7月27日付英文 久場島 [危険区域の無期限使用告知]

15 [琉球米軍による永久危険区域の指定]



資料概要

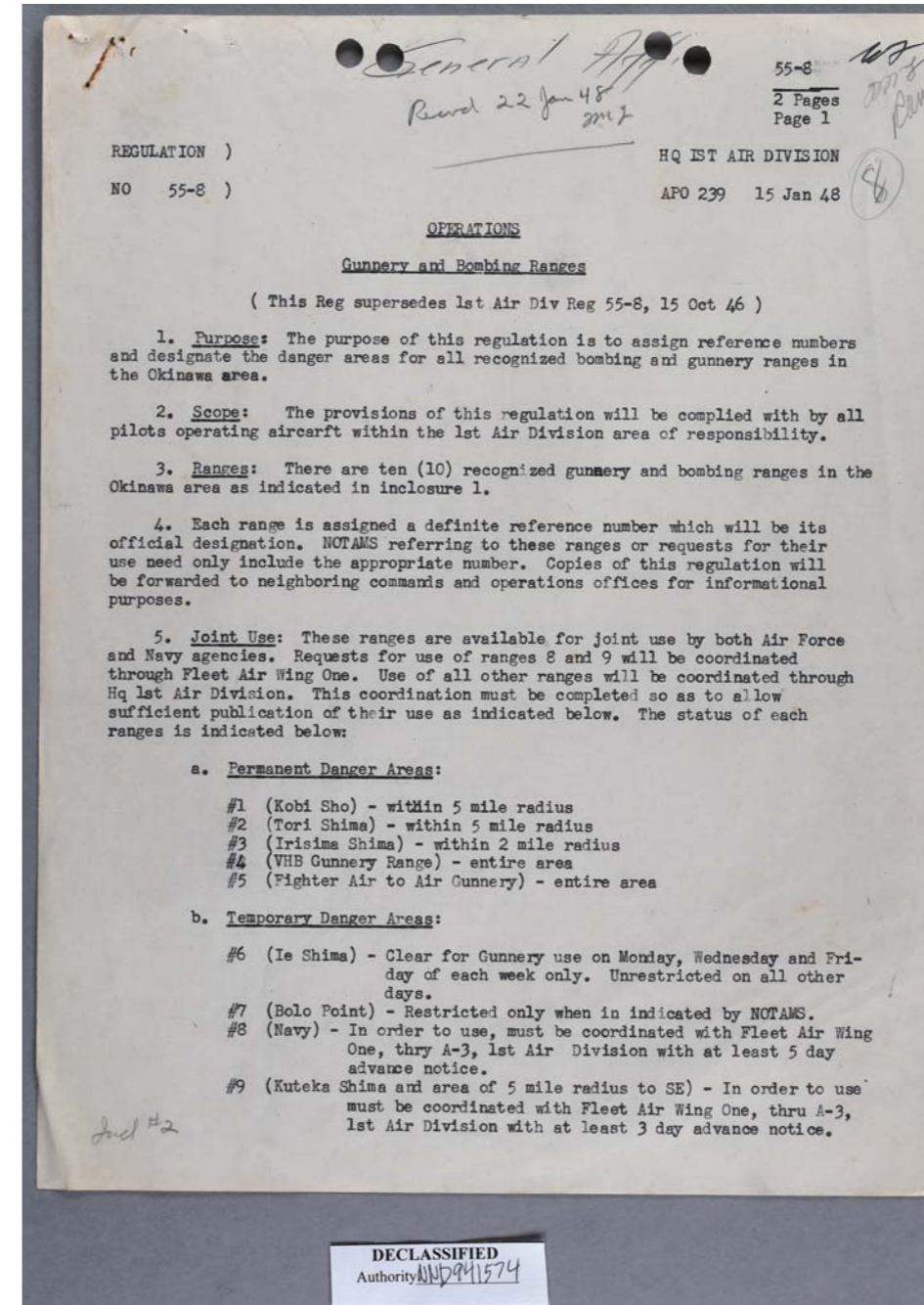
1948年(昭和23年)4月9日付、琉球米軍より軍政府副長官を通じて沖縄(群島)知事宛に通達された告知。コビ礁(尖閣諸島の久場島)以下5つの区域を第一航空師団が使用する永久危険区域とし、このことを知事以下全関係者に告知するよう記している。なお、収録誌には同日付同内容の英文コピーも収録されている。この資料は沖縄群島知事宛であるが、同年の別資料で同様な内容が「臨時北部南西諸島公報」(奄美群島公報紙)の5月25日公報、「公報新宮古」(宮古群島公報紙)5月27日付、「八重山タイムス」(八重山群島紙)11月1日付などに記されている。

作成年月日	1948年(昭和23年)4月9日
編著者	[琉球政府総務局渉外広報部文書課]
発行者	
収録誌	対米国民政府往復文書 受領文書 [1948年]
言語	日本語
媒体種別	紙
公開有無	有
所蔵機関	沖縄県公文書館
利用方法	沖縄県公文書館で利用手続きを行う

内容見本

ライカム
四月九日 ○八三〇
運輸隊指揮官 軍政府副長官
宛、沖縄知事
一、左の海域を第一航空師団使用の永久危険区域とする
イ、第一区域 北緯二十五度五六分 コビ礁を中心とする
東経一二三度四一分 半径五哩の圏内
(略)
三、上記情報を貴下管轄の全関係者に告知して貰ひたい
(略)

16 [作戦:射撃・爆撃演習場 (第1航空師団規定55-8の更新)]



※画像は米国国立公文書館所蔵の原資料から作成

作成年月日	[1948年(昭和23年)1月15日]
編著者	第一航空師団司令部
発行者	
収録誌	Personnel: Okinawan.
言語	英語
媒体種別	紙
公開有無	有(マイクロフィルム)
所蔵機関	沖縄県公文書館(原本所蔵:米国国立公文書館)
利用方法	沖縄県公文書館でマイクロフィルムの利用手続きを行う

資料概要

本資料は、1946年(昭和21年)10月15日付の第一航空師団司令部の規定「55-8」を更新するとして1948年(昭和23年)1月15日付文書。

永久危険区域として「コビ礁」(尖閣諸島久場島)など5か所の区域を、暫定危険区域としてイエシマ(伊江島)など4か所の区域を指定することなどを規定する。

内容見本

1. 目的: 沖縄地区における公認の爆撃・射撃演習場すべてに照会番号を付与し、危険地区を指定することを目的とする。

(略)

a. 永久危険区域:

#1 (コビ礁) - 半径5マイル内
(略)

b. 暫定危険区域:

#6 (伊江島) - (略)

6 資料例5(諸外国の認識)

一統志

一統志は総合地誌(地理書)。官製地誌として明代、清代にそれぞれ『大明一統志』、『大清一統志』が作成された。

『大明一統志』第一巻から第八十八巻までは明国の領土として認識された土地を記述し、第八十九巻、第九十巻は「外夷」として朝鮮、日本、チベット、ホルムズ(ペルシャ)など、明国の知識中の諸外国を記述する。

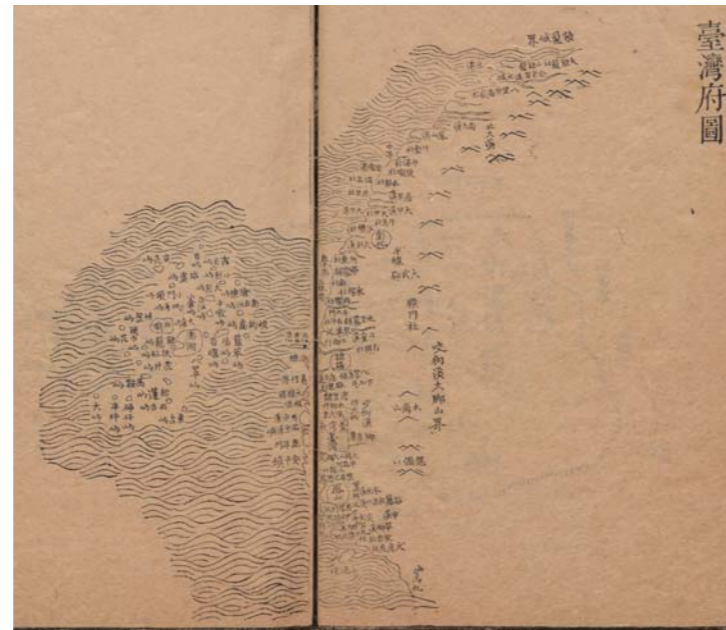
明国の開祖である朱元璋(洪武帝)の遺訓では、朝鮮、日本、東南アジアなど海側の諸国を「不征の諸夷」と呼んで、征し得ぬ国家群とし、陸側のチベット・タタール・満洲等の征し得る国々と区別していた。しかし、明国前期の領土は陸側にも広がらず、1461年の『大明一統志』では海側と陸側とを区別せず、全て外夷として記述された。

1744年の『大清一統志』初版は、第三百四十二巻まで国内各地を記述するのは明国と同じだが、第三百四十三巻から第三百五十二巻までモンゴル・チベット等諸国を「外藩蒙古」及び「属国」として、第三百五十三巻から第三百五十六巻まで朝鮮・ベトナム・琉球・日本・オランダ・ジャワ・フランク等を「朝貢諸国」とした。満洲朝の下で陸側に属国を持った大連邦と、洪武帝の遺訓のまま征し得なかった海側を主とする諸外国との区別が明示されている。

これら官製地誌は、我が国で言えば上代の風土記を祖とする地誌類に相当する。『大明一統志』と同時期、我が国では乱世の時代であり(15世紀、16世紀頃)、国家の文化的事業は停滞したため、官製史書・地誌の編纂は久しく断絶していたが、江戸時代に至り、『五畿内志』を始めとする多くの地誌や、各地の国絵図が製作された。

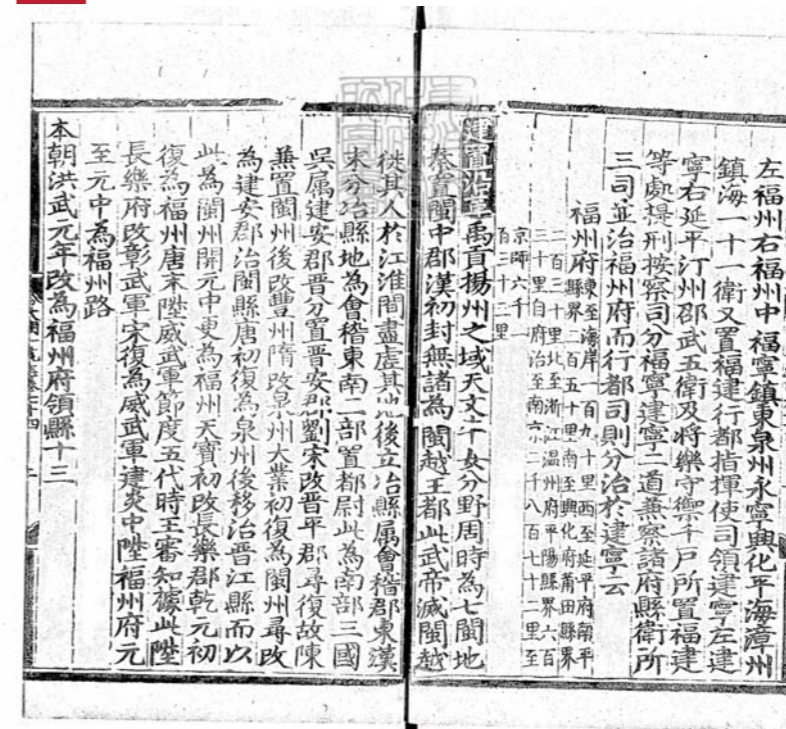
我が国の国絵図は、海岸線が一見して現代地図と大差ないほどの水準に達していた。同時期の『大清一統志』に収録されている地図は中世絵画的製図法を脱しないものの、台湾府の東と北の「界」など公式の境界線はほぼ明示されているものであった。

(原全文は正字正かな、石井望)



蔣廷錫、大清一統志：三百五十六巻、[China]：武英殿、清乾隆9 [1744].

17 大明一統志



資料概要

明国英宗皇帝の勅命により編纂された総合地誌、全九十巻。第七十四巻から第七十八巻までは福建省の巻である。最初に福建全土の沿革を略述し、続いて各論で福建省の全八府を詳述しており、各府の領域を東西南北各境界線までの里数で示している。里数を直線で計測する技術は無かったため、道程で計測された。当時の一里は、直線距離四分の一キロメートル前後に相当する。また、「府」は、我が国の大阪府・京都府・沖縄県などと同じく地方行政単位を指す。八府の内、この時代まで琉球への出航地は泉州府であった。泉州の領域は東に海岸までと明記されているため、尖閣諸島は明確に泉州の領域線外に位置することがわかる。

また八府の首府福州は尖閣諸島の正西方向に位置し、後に琉球への出航地となるが、同様に領域は東に海岸までと明記されている。そのため、尖閣諸島は明確に福州の領域線外に位置することがわかる。

里数は地誌の通例として「疆域」巻(別名封域・封隅・疆界など)に記載され、疆・隅・界は境界線を指す。『大明一統志』は疆域巻を立てないが、同じく里数が境界線を示している。

また、海岸を界と明記する例も多い。例えば1614年、福州府下の『羅源県志』は巻首の「総図」で東北の境界線を「大海の界」と記載する。

福建だけでなく基本的に明国の領土は大陸海岸までで尽きる。ただ広東省の瓊州府(海南島)だけは明の領内地として第八十二巻で記述される。そのため、単に記述の体例として全島嶼が除外されているわけではないことが分かる。なお、清国に至って台湾島西岸を侵奪したため、福建省台湾府が官製地誌に加えられるが、明国ではまだ台湾島を福建省に含んでいない。

内容見本

巻七十四
「福州府、東に海岸に至る一百九十里。」
(東至海岸一百九十里。西至延平府・南平縣界二百五十里。南至興化府・莆田縣界二百三十里。北至浙江温州府・平陽縣界六百三十里。)
巻七十五
「泉州府、東に海岸に至る一百三十里。」
(東至海岸一百三十里。西至漳州府・長泰縣界一百五十里。南至海岸一百三十里。北至興化府・仙遊縣界一百三十二里。)



作成年月日	1461年陰曆4月進呈
編著者	官製 總裁 李賢 編修 萬安
発行者	
収録誌	
言語	漢文
媒体種別	紙
公開有無	有
所蔵機関	東京大学東洋文化研究所
利用方法	東洋文化研究所ホームページで閲覧を行う(原本閲覧には特別許可が必要)

(翻刻・訳:石井望)

現代語訳

第七十四巻
「福州府(の領域)は東に海岸まで190里。西に延平府・南平縣の境界まで250里。南に興化府・莆田縣の境界まで230里。北に浙江省温州府・平陽縣の境界まで630里。」
第七十五巻
「泉州府(の領域)は、東に海岸まで130里。西に漳州府・長泰縣の境界まで150里。南に海岸まで103里。北に興化府・仙遊縣の境界まで132里。」

18 | (康熙)大清一統志



卷二百六十

画像はいずれも国立公文書館所蔵



卷二百六十一

内容見本

卷二百六十 福建省に曰く、
「東至海、一百里。」
又た「臺灣府圖」に鷓鴣城界、大脚山界を明記。
卷二百六十一 福州府に曰く、
「東至大海、一百九十里。」
卷二百七十一 臺灣府に曰く、
「東至大山番界、五十里、…北至鷓鴣城海、二千三百五十五里。」
又た彰化縣に曰く：
「東至大山番界、二十里、…北至鷓鴣城海、六百八里。」

現代語訳

第二百六十巻 福建省に曰く、
「(領域は)東に海まで、100里。」
また「台湾府図」に鷓鴣城界、大脚山界を明記。
第二百六十一巻 福州府に曰く、
「(領域は)東に大海まで、190里。」
第二百七十一巻 台湾府に曰く、
「(領域は)東に中央山脈の先住民の境界まで50里、…北に鷓鴣城岩の海まで、2315里。」
また彰化県に曰く：
「(領域は)東に中央山脈の先住民の境界まで20里、…北に鷓鴣城岩の海まで、608里。」

(注記)地誌の通例として「海に至る」と「海岸に至る」とは同義に用いられる。「鷓鴣城海」とは鷓鴣城岩の海岸を指す。鷓鴣は今の基隆。大脚山は台湾島中央山脈の西麓。番界は台湾島中央山脈及び東岸の先住民領域との国境線。里数は地誌の通例として「疆域」巻(別名封域・封隅・疆界など)に記載され、疆・隅・界は境界線を指す。『大清一統志』は疆域巻を立てないが、同じく里数が境界線を示している。

※「府」は、我が国の大阪府・京都府・沖縄県などと同じく地方行政単位を指す。

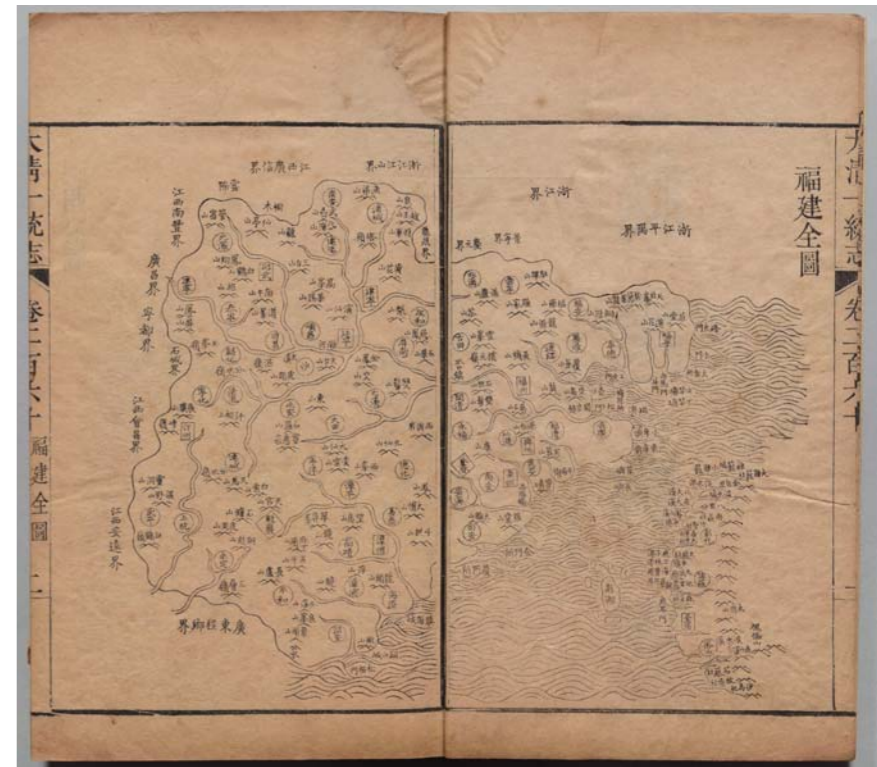
資料概要

清国で編纂された最初の総合地誌。第二百六十巻から第二百七十三巻までが福建省の巻である。省内各巻で清国福建省の領域の東限、福州府の領域の東限、台湾府の領域の東限と北限とをそれぞれ明示している。福州府は琉球への出航地であり、台湾府は距離上で琉球から近い。尖閣諸島はこれら領土線から遥かに外側に位置する。

また第二百六十巻の巻前に附する「福建全図」の東端は大陸海岸及び台湾の西側平野までで尽きる。「福州府図」も海岸までで尽き、附带的に馬祖列島西部の竿塘など、大陸沿岸島嶼のみ記載する。「台湾府図」は北端に鷓鴣城界、東端に大脚山界と記載し、国境線を明示する。三図ともに巻内の記述文と一致する。したがって、尖閣諸島が明確に清の境界外に位置することがわかる。

これらの内、台湾部分は西暦17世紀末の『台湾府志』から受け継がれた二次的記述である。『台湾府志』記載の国境線の外に尖閣が位置することについては、昭和40年代から奥原敏雄氏が論じており、既に定説となっている。また『大清一統志』は後に第二版、第三版も製作されたが、福建省の領域はほぼ初版と変わらない。

作成年月日	1744年(乾隆9年)
編著者	清国諸儒臣
発行者	清国乾隆(高宗)皇帝
収録誌	
言語	漢文
媒体種別	紙
公開有無	有
所蔵機関	国立公文書館
利用方法	国立公文書館で利用手続きを行う



(参考)福建全図

蔣廷錫, 大清一統志: 第三百五十六巻. [China]: 武英殿, 清乾隆9 [1744].



(参考)台湾府図 北部境界部分(鷓鴣城界)拡大

蔣廷錫, 大清一統志: 第三百五十六巻. [China]: 武英殿, 清乾隆9 [1744].



卷二百七十一(右から)



まとめ（研究チーム）

「尖閣諸島に関する資料調査」は平成28年度から(株)ストリームグラフと沖縄平和協力センター(OPAC)の共同実施体制となり、引き続き、資料調査チームが日本国内に所蔵されている尖閣諸島に関する史資料の所在を確認するとともに、原本の閲覧、画像データ取得等の作業を行った。限られた時間ではあったが、調査チームとして成果を上げていただいた。

今年度は、主に沖縄県内の所蔵施設における関連資料の追跡調査を実施した。そのなかで、特に同県議会図書室の立法院文書、同県公文書館所蔵の琉球政府文書、同館が米国国立公文書記録管理局(NARA)で調査収集した琉球列島米国民政府(USCAR)文書等を、閲覧・調査し、尖閣諸島に関する資料を確認した。それらは戦後、沖縄が本土復帰するまでの米国の施政下において、日本、沖縄、そして米国がどのような形で尖閣諸島に関与してきたか、又彼らが同諸島をどのように取り扱ってきたのかについて考える上でいくつかの指標になると考えられる。そのほか、沖縄県立図書館、那覇市歴史博物館、琉球大学図書館など沖縄県内での調査にお

いては、主に戦前、1895年の尖閣諸島の領土編入後、沖縄県がどのようにして同県の行政枠組みの中に組み入れていったのかを念頭においた閲覧・調査を行い、関連資料を確認した。

九州における調査では、主に鹿児島県立図書館において、関係資料を閲覧調査した。地理的にも鹿児島県は沖縄県に隣接していることもあり、主に交通・経済等での尖閣諸島との関係を記した資料が確認できた。

東京における調査では、主に国立国会図書館憲政資料室にて、明治期の内務省に関わる人々の関係文書の閲覧・調査を行った。残念ながら、今年度の調査では関係資料を確認することができなかったものの、尖閣諸島の領土編入という決定がいかになされたかを考える上で、同室所蔵資料の調査は不可欠であり、来年度以降も同室における調査を継続していきたいと考えている。

今年度より調査チームに参加した石井望氏には、特別研究員として、精力的に国内の漢文資料及び近世文書を中心とした閲覧・調査、関係資料の確認をしていただいた。本報告書で取り上げた石井氏の成果はごく一

部であるが、今後他の収集資料が整理され、順次内閣官房領土・主権対策企画調整室の尖閣諸島資料ポータルサイトで紹介されることを期待している。

また、今年度調査においても、研究委員会の先生方には各専門的見地から多大な助言と指導を受けた。厚く御礼申し上げます。

前年度報告書にて、「これら未見の資料を掘り起こすためには、健全な想像力とも言うべき努力が必要になることとなろう。」と述べたが、今年度調査において、いくつか未見の資料が確認できたことを嬉しく思う(本報告書中の資料例で紹介させていただいている)。また、これら資料の内容を精査するに、沖縄をはじめとする日本国内だけではなく、米国や台湾といった国外地域にも、未見の資料が存在する可能性を感じている。

なお、今年度確認した今後の課題については、紙幅に限りがあるので割愛する。

最後になるが、資料を閲覧・調査するにあたり各所蔵施設のスタッフのみなさまには、多大な便宜を図っていただいた。この場をお借りして、あらためて感謝御礼申し上げます。

主任研究員 國吉まこも

調査先(順不同)

沖縄県公文書館
 沖縄県議会図書室
 沖縄県立図書館
 那覇市歴史博物館
 琉球大学
 熊本大学
 鹿児島県立図書館
 鹿児島大学
 国立国会図書館(憲政資料室)
 国立公文書館
 海上保安庁(海洋情報部)
 防衛省防衛研究所
 東京大学東洋文化研究所